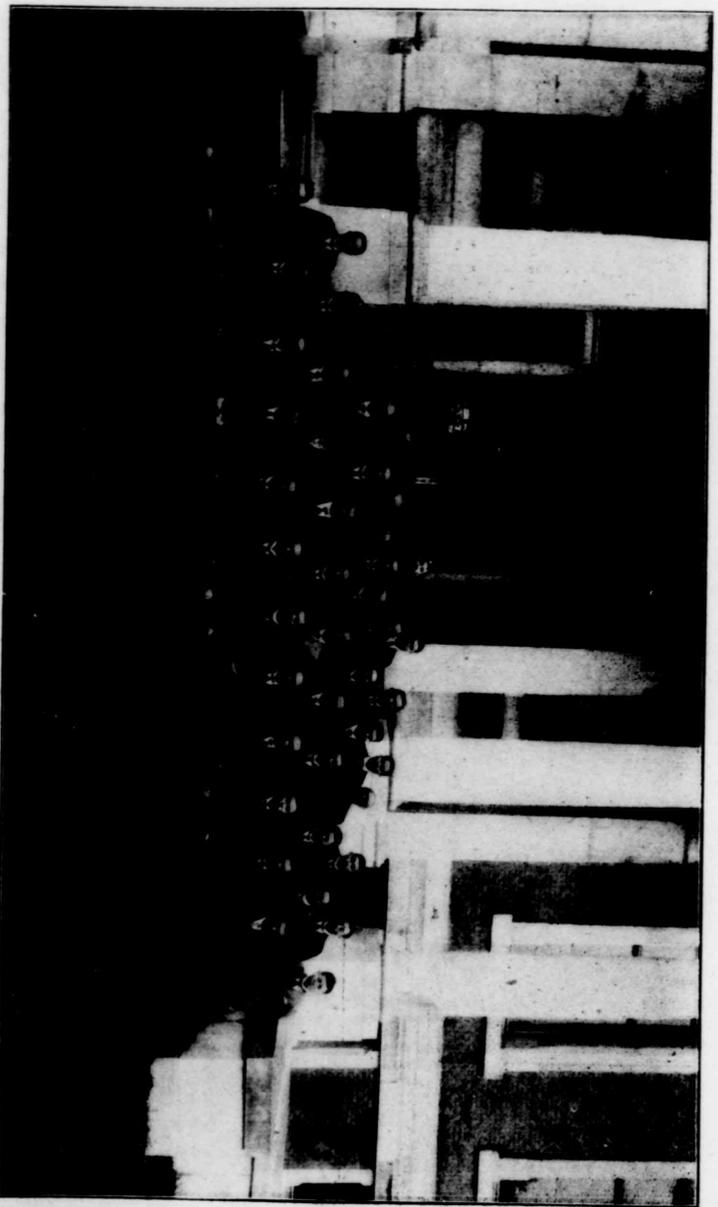


刑政

刑務協會發行
財團法人

明治二十七年二月二十一日
大正十四年五月十一日
發行
第一卷三期
刑務協會發行

第三回高敏刑務官練習卒業者



刑政 第參拾八卷第六號 目次

論 說

改善の實證は假釋放の絶對條件たるべきか……………井上 忻 治(三)

小 河 博 士 の 追 悼

小河滋次郎博士を悼む……………東京帝國學大教授 牧 野 英 一(八)
 刑政の小河博士……………司法書記官 正 亮(三)
 小河博士の功績……………小菅刑務所長 有 馬 四 郎 助(一四)
 恩師小河博士の逝去を悼む……………神戸刑務所長 印 川 南 二 郎 吉(一九)
 故小河博士を憶ふ……………刑務協會理事 香 川 又 二 郎 吉(二四)

資 料

歐米行刑制度 察談……………司法書記官 辻 江 敬 助(二五)
 精神健康診査に就いて……………刑務協會主事 司 法 省 囑 託 向 井 南 生(二六)
 自由刑の醫學的の一考察……………司法省囑託 司 法 省 囑 託 向 井 南 生(二七)
 プロベーション(監察制度)の發達……………法學士文學士 安 齋 三 郎(二八)
 エルマイラ・システムに就いて……………法學士文學士 安 齋 三 郎(二九)

雜 錄

放送無線電話に就いて……………東京放送局技師長 北 村 政 治 郎(三〇)

統 計

叙 任

法 令

會 報

家 庭 欄

泉二博士と岡部氏とを送る

ワシントン會議以來十五ヶ年の間閉ざされて居つた國際刑務會議の槍舞臺へ泉二博士と岡部氏とが出發されました。此の舞臺は今年八月三日からロンドンに於て幕を開かれます。嘗て行刑の天才ウオター・クロフトンやデュ・ケーンやクロネ達が舌端はげしく論じ合つたロンドンに於ける第二回目の會議である丈けそれ丈け此の會議の印象は深刻なものであると思ひます。

歐洲大戰の影響が腐らした刑事思潮の變遷はやがて此の會議の舞臺上に火花となつてあらわれねばなりません。此の會議が戦前の刑事思潮を墨守するや否やは諸國に於て着手しつゝある刑事立法に大きな準備を與へるに違ひありません。

戦前に於て作られた行刑の社會政策化が今度の會議で一層高潮され鮮明せらるるであろうとはわれ等の大なる期待であります。多くの人からかゝる豫想や期待を注がれて居る丈けそれ丈け今度の會議は緊張するであります。

かかる豫想と期待多き會議の眞たゞ中へわたくし達は泉二博士と岡部氏とを送りました。そうして、泉二博士は日本に於ける刑法學の第一人者であり岡部氏は行刑の實務と批判とを現實に究めつゝある新進の異才であります。わたくし達が此の二人を日本に於ける代表として送つたことは單に行刑界のほこりに止まらないでしょう。なぜならば泉二博士は刑事立法に於て岡部氏は行刑及び豫防の點に付いてきつと日本の名聲を高からしめられるであろうから。二代表がロンドン會議の記録に大書せらるると共に兩氏の健康を維持されんことを祈る (夢)

論 說

改善の實證は假釋放の絕對條件

たるべきか (二)

三

井 上 忻 治

この問題の解決は先づ假釋放の法律上の性質とそれの目的とを明らかにすることをして、必要なる前提とせねばならぬ。加之、それはまた一般の刑罰制度と有機的に考察されねばならないものであるのは前述するがごとくである。しかしこの小論に於て、固よりこれ等の點に關聯する諸問題を一々組織的に展開する譯けには行かない。こゝには單に結論を引き出すために直接必要な二三の點を端的に指摘するに止めなければならぬ。

第一に考ふべきことは假釋放の法律上の性質である。この問題に就きては、既に從來

多數の論議を見た。或ひは單なる行刑上の處分とされ、または刑の代行制度 (Substitution) と看做され、或ひは一つの刑罰赦免 (Pardon) 若しくは特赦制度と觀られ、或ひは正規の刑法上の制度と認められる等、種々の見解が行はれて居るのであるが、しかし、これを現實の制度と對比する場合には、何れの見解にも一定の困難は免がれない。要するに、この問題は何れにしても、特定の成法以前に指摘したがように無限の異相を存する一の立場からは、到底解決さるべき性質のものではない。何れの見解が最も克く制度の本質に妥當するかは、一つに目的觀の見地から批判的に考察するのほかはないと考へる。

この場合私に取りて結局問題とされるものは、假釋放の根據を恩赦權に見むるか、又はこれを正規の刑法制度と認むるか、その何れかである。

假釋放を恩惠處分となす見解は、從來汎く行はれたものでもあり、また實際この思想が多くの法制の基礎を成して居るのは否定しがたいことであり、且つまた恩赦行為が制度の沿革上、假釋放の濫觴を成したものであることも疑ひなきことではあるが、しかしこの見解は支持しがたい。今日多數の論者はこれに反對する。蓋し、假釋放の處分はそれが大多數の法制に於て見られるがように、一定の法律規定に基き、且つ一定の條件の下に、常に一定の規律正しさを以て與へられるものであるとするならば、この處分は最早例外的にのみ認められた超法律的恩惠を意味すべきものではない、従つてまたこの處分は常規

の法律目的乃至一般の刑罰目的とは毫も關はりなき特殊の一制度を表現するものとは考へられない。假釋放は、今日この制度に於ても、その必要條件が認定されるかぎり寧ろ常に義務的に適用さるべきものであらう。何故なれば、一般の行刑過程に於て確實に且つ規則正しく作用する行刑の一要素として、この處分の適用が期待され得る場合に於てのみ、假釋放の制度は、全行刑に有效なる効果を齎し得るものだからである〔註三〕

【註三】假釋放は英國に於ては恩赦制度と考へられた (Act 1853 IX: "it shall be lawful for Her Majesty... to grant... a licence")、サクセン、恐らくはまたブラウンシュワイヒ及び獨逸刑法制定當時に於ても等しくそうであつた。アールガウ、スウエーデン及び北米合衆國の二三の洲に於ては、今日尙ほこの制度は恩赦事項と認められて居る。然し、適用の實際に於ては、何れの國に於ても、今日假釋放を以て最早恩赦の制度と認める譯けには行かない。何故なれば、この處分は最早例外としてではなしに、まさしく行刑の一部として取扱はれて居るからである。英國とてもまた同斷たるを失はな(例へば Auldin, *Strick on Whores*, S. 283 ff.)、獨逸聯邦諸國が假釋放の代りに所謂「恩惠的賜假」(Königliche Gnade) と稱するものとされる。因よりプロイセンに於ては、今日尙ほこの制度は、本質的に恩赦事項として取扱はれて居るものではあるが、しかしそれは凡ての行刑官吏の側から観

酒なる抗議を受けて居るものである (Justizminister Schönsch, Gerichtsrat Bd. 64, S. 320)。
 — Vergleichende Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrecht Bd. IV, S. 555 f.

何れにしても假釋放の最も本質的なる要素が顯證期間に存するものであることは疑ひない。然るに恩惠の思想はこの本質要素を合理的に説明するに困難である。この見地に從へば、釋放は善行若しくは改悛に對する一つの賞遇 (Belohnung, Remuneration) となることになるのであらうが (Binding, Oetker, Lenz) 固より顯證期間内に受刑者が良好に顯證條件を充したる場合には、それで差支へないとしても、これに反して「不顯證 (Nichtbewährung)」のためにそれが取消されたる場合に於ける事態を説明するには困難である。何故なれば、この場合判決上の刑は、事實上著しき程度に於て延長されることになり、而かもまさしくそれは刑罰たるべきものではなく、純粹に一つの警察的附加處分と看られることにならうからである。この難點——刑の未必的延長——に備ふるために、この學說の立場から要求されるものは——固よりこれのみを理由とするものではないにしても——受刑者の承諾であらうが、しかしこの要件に對する今日の通説は、寧ろ消極的に傾いて居るのである。また法制に於てもこの要件を必要とするものが必ずしも大多数を占めて居る譯けではない。そしてこれはまた半面に於て恩惠思想の落潮を物語る一證左たるを失はない。顯證期間は事實上刑の短縮と刑の延長との二つの機能を伴つて居る。それ故に假釋

放はこの顯證期間によりて一つの相對的不定期刑言渡 (Relative unbestimmte Verurteilung) を基礎付けるものであるか (Bernert) 否かは別問題としても、この制度が明らかに不定期刑判決の先驅を爲すものであり、而かもそれにも拘らずこの制度が決して不定期刑判決によりて代らるべきものではなく、寧ろこれを補充すべきものであると觀られる (Mittelman) ことには充分の理由があると言はねばならぬ。

こゝに於て、假釋放は結局一つの法律制度と認めるのほかはない。顯證處分はまさしく一個の行刑處分であり顯證期間は明らかに一個の行刑過程なのである。若しそうでなかつたならば、第一、顯證期間中には行はれる強制の性質が合理的に説明されないことになるであらう。またこの見地の下に、顯證處分の重要な一要素と看做される自由への準備的處遇 (必ずしも本質的の意味に於ける改善關係なき) も等しく行刑處分たるの性質を失ふものではない [註四]

【註四】 Wahlberg, Prinzip der Individualisierung in der Strafrechtspflege, S. 161; Holzendorf, Kurzarrestsentscheidung der Prehensoren, S. 105; Pring, science pénale et droit pénal Sect. 906.

朋友社會の中にあつて、溫和恭順なる人は恰かも光の塵なくして、百物に各様の色を興ふる如く、徐々として他人を感化すること、高聲の言語及び強猛の威力に優るや遠し。…スマイル

小河博士の追悼

小河滋次郎博士を悼む

牧野英一

大正十四年四月四日、わが小河博士は貴むべきその多くの仕事をこされた晩年の地大阪に没せられた。わが邦の社會事業はその最も大なる恩人の一人を失つたわけである。

わたくしは、實際上の仕事には關係のない身であるので、不幸にして、博士の社會事業に關する大きな功績をものがたる資格はない。況や、博士の仕事は多く大阪に於いていとなまれたので、さうして、大阪に就いて知るところのないわたくしは、さしあたり、それに付いて批評をすることができない。それは、それを語るべき人をして語りしめねばならぬ。

わたくしは、明治三十三年に、東京の法科大学に於て、博士の監獄學の講義を聴いた。その講義には、刑法の理論に關するものが多く、また、従つて、刑法乃至刑法の草案に關する批評が豊富であつたのである。わたくしが、『事實主義人格主義』といふ語を耳にしたのは、まさに、その講義に於てであつたのである。——わたくしは、この意味に於て、わが邦に於ける主觀的理論の先驅者たる博士の地位を特に高唱せねばならぬ。

刑法理論に關する絶對論相對論といふ語は既に知つて居た。しかし、學說の斯くの如き名稱を並べただけでは、それが學問的にどれほどの意味を持つかが解らなかつた。わたくしは、刑法の序論に常套的に附加せられる或ものとしてのみそれを暗記するに止まつた。換言すれば、當時の刑法學は、刑法の組織を刑法理論の上に理解し構成するといふまでには進んで居なかつたのである。

博士の造語たる事實主義人格主義といふ語は、語としては絶對主義相對主義といふのと相距ることの遠いものであるまい。しかし少くとも、わたくしは、その新造語の爲めに甚だしく動かされたのであつた。刑法の理論的體系の礎石がそこに求められねばならぬと考へたのであつた。——わたくし自身は、その新造語の爲めに動かされたと考へて居る。その造語の新しいことに因つて、そこに新しい思想上の或ものを把持し得たものやうに思つて居るし、今にして考へると、博士の當時の講義は、頗る熱情的のものであつた。冷靜な論理的の構成を積んで行くといふよりは、むしろ、傳統と肉體とを焼き盡さねばならぬとの熱烈な態度の著しいものであつた。わたくしは、その熱情的な博士の態度から人格主義の洗禮を受けたのであるかも知れない。

その講義に於て、わたくしは、エルマイラーの感化監獄のはなしを聴いた。その講義からしてわたくしの得たインプレッションは、刑法の改革は、先づ第一に少年問題からはじまらねばならぬといふことであつた。さうして、第二にその到着點は不定期刑でなければならぬといふことであつた。——明治三十三年の當時に於て、わが刑法學界に少年問題と不定期刑論とを説くのは、まだ豫言者のかすかな聲に過ぎなかつたのである。わたくしは、わが邦に於ける社會事業の先覺者諸氏の間、當時すでにこの二つの問題を提唱した人人のあることを知つて居ないではない。しか

し、その聲はまだ刑法學の範圍にはひびいて居なかつた。博士は、實に、この二つの主張を企て刑法學の鐵の扉をたいた人であると謂はねばならぬ。其の後、刑法學が、從來の定義及び區別の學、要件及び效果の論から離れて、新しい視界を看取するやうになつたに付いては、われわれは、小河博士の古い努力を忘れてはなるまい。

博士の『監獄學』は明治二十七年に出たものであつた。その『獄事談』は明治三十四年に出たものである。明治三十五年に『刑法改正の二大眼目』が出た。之は死刑廢止論と執行猶豫論とを説かれたものである。この二つを採り入れるのでなければ刑法改正の業は無意義に歸せねばならぬことを説かれたものであつたのである。執行猶豫の制度は間もなく世の一般に理解するところとなつて、今日では自明的常識的なものになつた。死刑廢止に至つては、まだ前途の遠いものがあらうが、しかし、刑法上死刑を唯一の刑とする場合は、極めて特殊のもの外、影をひそめることになつたのである。之を以て小河博士のみの功績に歸するのは他の人人の貴重な努力を無視することにならう。しかし、それが爲めに小河博士の名を遺却することあらんか、そは甚しき忘恩の沙汰であらねばならぬ。

明治三十五年の秋當時法科大学の一學生であつたわたくしは、博士の囑託を受けて犯罪の被害者に對する賠償問題に關し若干の學說の調査をしたことがある。博士がこの重要な問題に付いて當時既に深い考慮をめぐらして居られたことを想起するのである。累進制度の如きは既に『監獄學』中に説かれて居る。答刑に付いては熱心に反對論を主張して（『臺灣答刑令に付て』法學協會雜誌第二二卷第四號第五號）、世と争はれたことであつたが、まことや、今日に於ては答刑は過去の事實となつたのである。序ながら附記しておかう。博士の學位論文『未成年犯罪者の處遇』は明治三十六年の日附になつて居る。その不定期刑論に付いては明治三十九年のものがある（『不定期刑の制度に付て』

法學協會雜誌第二四卷第一一號。

刑法の理論を實證的に研究する者に採つては、犯罪に對する刑罰の鎮壓的效果をさまで重視することができなくなるのをおのづからな傾きとする。博士は、監獄の改良に従事された多年の経験から轉じて、犯罪の原因に對する豫防的社會的事業に意を向けらるることになつた。監獄事務官の地位から退かれて、大阪府に於て社會事業の局に當られることになつた。大阪府も市も社會事業に付いて模範的とされて居るのに對し、博士の力の與つて大きなものあることは、あまり顯著な事實である。方面委員制度の如き、實に、博士が、時の府知事林市藏氏と共に創設されたものである。

大阪に於ける博士の學問的事業としては、『救濟制度研究』今日では『社會事業研究』と改題されて居るの發行を擧げねばならぬ。此の雜誌の上に殆ど毎號博士が筆を執られた論述は、社會事業の研究に關して貴重なものである。さうして、更に最近に『社會制度と方面委員制度』(大正十三年)の著がある。

其の著に、博士は方面委員制度を説いて曰く、『方面制度は、法規的成立の基礎を有するものでもなければ、中央官憲とか國費負擔とかいつたやうな権力的背景を持つところのものでもない。従つて方面委員の如きも、全く丸腰の身で獨去獨來するにひとしく、世間には其の名を知つて其の何者なるかを詳にして居る者は幾何もない。名はあつても實は一種の無名の公職たるに過ぎぬが故に、方面委員として如何に社會公益の爲めに不斷的不休不眠の努力を爲したところで、一般世人の眼にはその内容の幾千分の一すらも映つて居らぬ。其仕事は全く懸直なしの捨石的犠牲であり、縁の下の力持と相擇ぶところが無い。しかしながら、この捨石的犠牲であり、縁の下の力持であるといふところに純

眞なる方面委員の面目が存し、他の政治的經濟的及び社會的各種の官公職の遠く及ばざる卓越したる價值が發揮し得るわけである(第一六八頁)と。わたくしは、博士を以て刑法學界に於ける方面委員であつたかのやうにおもふ。博士は刑法學者として世に立たれたものではなかつた。法科大學に於ての監獄學の講義も、單に授業囑託といふ名義であつて、講師といふ待遇すら與へられなかつたのである。しかし、刑法學界の方面委員たる博士は、わが邦の刑法學の最も力の弱い方面に對して重要な寄與を全うし、費ぶべき『縁の下の力持』を永く續けられたことであつたのである。

刑 政 の 小 河 博 士

正 木 亮

大正十四年四月四日は日本に於ける行刑學の第一人者であつた小河滋次郎博士を失ふの日となつた。

博士は、行刑學を研究する者が、常にたどり行く豫防制度としての社會事業に走られてその晩年を行刑と斷たれたが、よく觀察すればそはわたくし達に行刑の生きた結論を示されたものであつた。何故なら、豫防制度に歸著しない行刑學は竟に空論に終るの恨みがあるから。

博士はクロネ派の行刑と感化制との輸入者であられた。クロネの獨居主義とレフォルマトリー・システム(感

化制)との間には大きな撞着がないでもない。かるが故に、博士は實務に於て大なる足跡を残されることが少なかつたけれども、博士の獨自の唱道ともいふべき感化主義と個別處遇を基本とする人格刑との影響は蓋しわが行刑界を風靡した。そうして、それが今日益々つちかわれて居るを知るならば誰れか博士を以てわが行刑界の恩人と謂はないものがあろうか。

博士は教えをクロネの門にたゝかれた(一九〇〇年)そうして實地にアメリカの行刑を研究された(一九一〇年)消極と積極との二つにぶつたかられた博士の行刑意見には晩年に於てきつとあるものが劃されて居たに違ひないが之を知るなくして、混亂せる思想の中に積極主義の思想の光明を投げて居る過渡期の著述のみを残して逝かれたことはわたくしの甚しき痛恨であらねばならない。監獄學と獄事談とは仍ちその思出の著述である。

博士の残された著述の中に監獄法講義がある。これは博士の行刑界に於ける晩年の作であるだけに博士の著述の中でも最もじみなものであつた。けれども、じみな中にも法律の註釋にのみ囚はれないで情熱的な、不羈な解釋を試みて行かれたところに貴い遺物たるを思はしめて居る。元來行刑が一本の繩にしばられるときそこに改良もなく發達もない、それだけ監獄法の講義には六ヶ敷いところがあるが、わが博士がその眞髓に従つて講義されたことにわたくしは渺からざる感銘を表するものである。

此思想の下に博士は支那の監獄法をも作られた。民國二年の監獄則がそれである。博士の恥かしからぬ行刑思潮が民國にまで及ぼされたことに付いてわたくしはどれほど國民的名譽心を感じたことであらうか。況んや、博士が國際監獄會議に前後四回列席されてわが行刑の爲に萬丈の氣焰を擧げられたことを知るに於てをやである。

博士は往年果進制度に付いて個別處遇の本旨に悖るといふ理由の下に之を反對して居られたその思想は消極派の總師クローネ博士に發したものであろう。けれどもわたくしは毎に果進制度を主張し、そうして此の點に於て博士と意見を異にするを深く恨みとして居つた。博士がその晩年に於て社會事業に力を盡くして居らるゝ間に此の社會的處遇を基礎觀念とする果進制度に對し思想上の變化を來されたことありやなしやを知らんとするの情切なるものがあつた。今そのことを知る機会なくして逝かれた博士を惜むの一層深きものがある。

終りに、博士は刑政の前身監獄協會雜誌に非常な力を致された。そうして、殆ど毎號その健達な文章を以て行刑に關する論説、感想を掲げて後進を導かれた。行刑界から去られた後に於ても博士の努力せられた總てが行刑の各方面に波及して行つた。

わたくしは博士の行刑界を去られた後數年にして行刑界に這入つた。そうして、博士はその著述を通じてわたくしの先生になつて呉られたが、不幸にして未だ一回も先生の門を敲くことなくして世を去られたことはわたくしにとつて取り返しのつかぬ悲しみである。

小 河 博 士 の 功 績

有 馬 四 郎 助

明治の初年度政の革新と俱に刑政の事も文明諸國の制度に倣ひ、大いに革新の實を擧げんと務めたのが政府當局の

骨折の一つであつた。而し其の努力空しからず頗る面目を改めて治獄の主義方針も茲に一變し、所謂改善主義が着々採用せらるゝに至つた。即ち懲比感化なる標語の下に凡ての獄則が制定せられ、舊來の陋習を一洗して、所謂文明の華てふ實績をも擧げんとする當時の爲政家の熱心は、頗る盛なるものであつた。監獄は其の國の分野を量るの尺度だと言はれてゐる位に、文明諸國競ふて獄制の改良を唱へる際でもあつたから、我が政府が茲に力を致したのは對外策から見ても其處に大なる必要のあつた事は察するに餘りがある。右様の次第であつた爲に比較的治獄の改良は速成せられた趣きも無いではなかつた。けれども如何せん、多年積成せられたる陋習は容易に一洗し難いのであつて、外形は兎に角備はつたにしても其の内容に於ては牢平として改められないものもあることは言ふ迄も無い。夫れには相當の時間を要することは勿論であつて爾來今日に至るまで改良の事業は未だ會て完了の時期に達したることなく、常に其の道途に在ると云ふ實況で、其の前途は頗る遑遑なりと云ふて宜いのである。

X

X

X

茲に繰り返して謂ふ。徳川幕府の獄制が頗る峻烈で殘酷を極むる點に於ては、世界に知れ渡つた事實であつた。夫れは畢竟するに復讐心の盛なる所謂社會心理の反映とも觀るべく、一概に爲政家のみを咎むる譯にはゆかない。一國の秩序を保つ爲には夫々時代相應の必要に應ずる事情も認めねばならず。要するに人心の開明に伴ふて治獄の方法も自然變つてこねばならぬ故に、單に制度のみを改めても事實が之れを許さない事も認めねばならぬ夫れらの事情もあるから、明治維新の改革の一つである此の獄制革新の事も、名實相伴なはない實況にあつた事も止むを得ない。有休に言へば舊幕時代の餘風を承けて明治の聖代に移り諸政は革まつても人心の變化は容易に期せられないから、隨分變動的

故に博士其の人も此の有様を見て心安からず、好感を持たざるのみか、心配の餘り是れが牽制策を採るの餘儀無きに至つたこそ笑止千萬であつた。とりも直さず、此の種子を蒔き然して之を育てたのは博士自身であつて、恰も雞が家鴨の卵を抱き孵化せしめたる其の雛が、水中に飛び入るのを見て驚き且つ悲しんだのと毫も變りはない。然し之れは己が作りし其の作品の余りに出来過ぎたる時に自ら驚くの類であつて世間有り勝ちの笑話である。要するに彼れも是れも時なり時世の推移に伴ふて其の進路には色々の迂餘曲折があるのであつて、博士の志を遂げたる途行きに於ても不思議なる天の攝理が有る事を忘れてはなるまい。

博士が後年刑務界を去つて世間一般の救済事業に力を致すことになつたのは、或は是れを失脚の落ち場所であるかの様に謂ふ者あれど然し乍ら大局より考察すれば博士は自然の攝理に隨ひ、我知らず其の使命に適從したるものと言つて差支へは無い博士の學殖経験及び其の技倆は獨り刑務界に限局せらるゝは、余りに大にして、所謂人物經濟の天理からして廣く一般の社會的救済方面に力を致されたのが誠に當然な成り行きで、其の原因結果の法則から觀ても、刑政の完全なる目的を達するには其の前に遇つて社會的救済事業に先鞭を附けるのが其の順序であることも考へねばならぬ。博士は即ち其の順序に従ひ適當に其經路を履み得たものと云つて宜い博士が後半生を大阪の地に暮らし同府の社會事業に専ら盡瘁せし事に因つて著しき成績を擧げ、全國に其の範を垂るゝ迄に名譽を博したのは、即ち適材適所の結果とも見るべきであつて、然して關西地方が皆其の風を仰ぎ、頓に發達を遂げたる傾向あるは、博士の御蔭と云つて決して差支へは無い事實に於て博士は關西に於ける此の事業の眞のオーソリティーであつた事は、言を俟たぬ所である。

今や是の功績ある博士を失ふて非常なる缺陷を感ずるものは、獨り關西地方のみでない。博士の偉績や斯の如し、斯の道に志ある者誰か其の恩惠を感孚せざるものあらんや。 噫矣。

恩師小河博士の逝去を悼む

印 南 於 菟 吉

吁小河先生は竟に物故せられた愈々白玉樓中の人と爲られたのである。こんな痛手を負ふたことは自分の一生涯に取つて殆ど無いと謂ふても善い位です、何だか今も大阪に居る様な心地がしてなりません、先生とは自分が田舎廻りをして最近と謂つても最早十有餘年間遭遇する機会も極めて尠なく且自分の筆無性な所から文通も餘り滋々に行はなかつたのであるが、先生と自分との關係は所謂人も吾も許す師弟の間柄で斷るに切られぬ因縁が結ばれて居つて、縱令文通が怠り遭遇する機會はなくとも所謂脈絡一通と謂ふ形に爲つて居るのです、今斯師を喪ふと云ふ事はどれだけ私に取つて痛事でありませうか、茫然自失悲嘆遺る潮ないとは此事で、折角香川君から何か書けとの吩咐であるが實は筆持つ勇氣すらもなむ、往事を追懐し只管嗟嘆するのみと謂ふより外に辭が無い、先生と行刑事業との關係は先生の前半生を通じての歴史であり、且又行刑事業の發達變遷を叙するにはどうしても先生の名を逸することは出来なものであるが、今自分が之を叙するには餘りに腦が錯亂して居るから、之を他日に譲り多少私事に涉りて恐縮する次第ですが讀者の許容を得て追懷談を試みたいと思ふ。

忘れもせぬ、本年三月の廿七八日頃先輩留岡氏が神戸に来るとの報を得、早速同氏を Y M C A に訪問し晩餐と共に談話、小河博士病氣の如何に迫りたるに、同氏は博士危篤の趣を語られたり、自分の此語を聴きた時は、流石に心氣の鼓動を覺へ最近即ち一月十六日頃病床に博士を訪問したる時を憶ひ嗚呼遂に斯世の人に非ざるかと念を湧起せしめた。當時博士の言に曰く僕も老病の様な状態であるが、暖くなり次第快癒するから神戸の官舎を訪問すべし杯言はれ、今尙病容眼前に髣髴たるを覺へ切めてもの感に勝へぬ。

師弟の關係の結ばれたのは僕が未成年者の時代父親の病歿に遭ひ郷里の中學を去り所謂笈を負ふて東郡に游學と謂へば休裁のよい言であるが其實苦學生と爲つて勉強したいとの志望の下に多少遠縁の石澤老典獄(當時小菅在勤)を訪問したのです時恰も、明治二十一年の頃で山縣公が内務大臣清浦子が警保局長の時代で、獨逸伯林のモアビート刑務所の理事ゼーバツハ氏を聘用して刑務官吏を教養するの企畫があつて不日監獄官練習所を小菅監獄内に開設するから斯方面を研究して見たら如何がとの話否寧ろ命令を受けたのである、早速月俸八圓の雇と爲つて石澤翁の代理(當時石澤翁は練習所長を兼務せり)と稱して其講義を聴て筆記すべき任務を負はせられた其通譯が小河先生で二三回經過すると生徒の希望に依て豫め原稿を生徒の方へ配付することに爲つたのです、其時又も小河先生は毎日僕を一小室に招て先生の口授譯文を筆記せしめられた、其口授は獨逸文を讀んで而かもゼーバツハ氏の書いた獨逸文とては金釘流で、途中で半分文字を省略したりして讀み難いものでした、之を譯して口授するの言句中々に行文の妙を極

め決して再び之を讀み返して訂正の勞を執らなかつた、之には少なからず、僕も驚かされて成程斯人は能文家だと最初に合點しました。

西郷侯、内務大臣の時、氏は本省監獄課長として勤仕して居りました。地方長官會議の際、一屬官たる身を以て地方長官を前にして纒々三時間餘の監獄改良談を試みたることは當時頗る異數として目せられた。その所論は今も覺へて居るが有名なジョン、ハワードの歐州各國に歴游して監獄改良事業を試みたるは先づ王侯貴族を説得したるに始まるとの事例を引て上流紳士の斯業に注意を拂ふ如何に依て斯業の改良發達を庶幾すべきを説て之が改良の方策に及ばし諄々説て肯綮に中り餘蘊なき有様は少なからず當時の地方長官を感動せしめ、後年氏の立身の緒は既に此時に解かれたものと謂ふても差支ないのです。

平素誠に寡黙ではあるが非常に常識の發達した人で其進退實に能く節度に中り、世渡りに於ても或意味に於ても巧妙と謂ふことがいへるでせう、世俗の輕薄の意味に於ては品能く自分の身の始末を付けて先方の迷惑を來たさない様にすることが上手なのです、餘り御世辭も言はず座談も咄々ではあるが、演説となると中々巧みでついぞ笑顏を見せたことが無いと謂ふ位に澁面を作るので有名です。而かも夫れでゐて人との交際は巧で一度面會した人を惹ける力が何處かに潜在して居ると見へて、多くの知友親しき温情を今も昔も不相變傾けて居るのを以て見ても人を魅了する力が何處かに持つて居るのでせう。

その初め監獄事業の社會から等閑視せられ、吝嗇ろ之に觸るゝさへ變氣の在る當時の社會に在て、縱令積積老博士の勸誘あるにせよ之に全身を投じて研究没頭したと云ふ事は非常の決心と謂はねばならぬ、追々監獄改良事業も豫期の通り其の歩武を進め相當の効果を挙げつゝある際、監獄主管が内務省より司法省に移つてから、餘り自分の位地も香ばしくないと見てとつたか、清國の獄制問題に應聘し徐々として司法省を去るの決心を堅め、歸朝後は我社會に於て最も必要とすべく今尙發展せざる社會事業に傾注して經濟都市の大坂に根據を構へ終に同市のあらゆる社會施設の完成殊に方面委員制を創始して貢獻する所多大なりしが如きは、進退の節度に中つたと謂はんよりも、寧ろ常に國家社會の缺陷の在る所に先鞭を着けて、改善發展せしむる奉公赤誠の致す所といつた方が適當です。

非常に博覽強記な方であり、本を見るに瑣末な句節に拘泥せず、能く其趣旨精神の存する處を捉へて、之を自己の藥籠中に納め必要時に際して取出して役立たせることに妙を得て居ります時々自分も在京の折御宅を訪問して教を請ふた所がありますが又自分みたいな下輩の者の話を能く聽かれて其時は黙して何にも言はないが、演説なり文章なりに之を引用することが度々ありました、殊に文才は小供の時からあつたものと見へて小學に通學する際、記事文を書て時々先生から賞められたとの坐談も伺ひました。成程そうでせう。一氣呵成に達筆に名文を草して一日に原稿用紙四五十枚も書くことは平氣と見へて今日は油が乗つて五十枚書いた杯の御話を伺ふことも度々ありました、書いた原稿は決して添削の爲に二度とはみなかつた様です。殊に兩三年前發表せられた非少年論は其趣旨に於ては自分と所見

を異にするが文章は巧みで一寸人を惹付ける力を持つて居るには感心致しました。博士論文の『未成年犯罪者の處遇論』も、あれは一夏の休暇中の作ですが中々能く諸書を涉獵して書いた大作です。

何と謂ても監獄學に至つては我國の第一人者でせう。最近斯方面に携はらなかつたが爲めに一般の大勢を窺知する機會も少なかつた様ですが、數次の歐米視察に依て各國の行刑實務を討査し之が長短を能く計較し我國の據るべき大方針を立て、着々之が歩武を進めようとした意氣熱心はさすがのものです。常に各國行刑を一言に評して曰く米國は突飛な所に取り所があり、英の老大國は歴史上錫が付いて居る所に妙味あつて、他の模倣企及し能はざる所佛は理屈倒れ、獨は規畫整然餘りに『ミリタリズム』だと成程此評は今日でも時々自分の思ひも浮べる節で至極の適評と思ひました、兎も角外國一般の趨勢を呑み込んで之を我國情に適合すべき別個の計策を樹てることは、先生の長所であつて清國の獄制改良も徒に外國に模倣せず清國本來の源泉より湧き出でたるが如く、其趣旨精神を古今の清漢の典籍より抽出して應用したるが如き、或は又社會事業の活きたる事例として方面委員を設けたるが如き、何れも必要に迫まられて自らなる流水に棹さした形に爲つて居る所が奏効の原因を爲して居るのでせう。

先生の生前に於て刑務界と絶縁せること殆ど二十年。今日の處別段先生を喪ひたることに依つて刑務界は痛痒を感じないのですが、流石は曾て其の前半生に於て深い深い因縁を有して居つた功績のある小河博士を喪ふことは公人としても轉た往事を追憶して萬感胸に迫るものあるを覺へしむるものがある。最近五十年間の刑務の發達は進歩に次ぐに進歩を以てし走馬燈を見るが如き感がある而も此進歩發達の半分は小河博士の遺された功績とも謂ひ得べく、永ら

く斯業に従事した自分は其變遷の次第を他日記録に留めて同僚諸士の参考に供したいと思ふが併し今之を實行するには餘り感傷的であるから御免を蒙むつて啓蒙の恩師として永々御指導を願つた深厚の御交誼に對し滿腔の謝意を筆前に表して茲に擲筆するが痛ましい思出は自分の一生涯に於て恐らくは綿々として盡きる期はあるまい。

故小河博士を憶ふ

香 川 又 二 郎

法學博士小河滋次郎氏は大正十四年四月四日逝去せられた、新聞紙上には「監獄の恩人小河博士逝く」と報ぜられた併し監獄事業に關する功績に就ては報道したものがない、博士は公人としても私人としても念々行刑事業に貢献され又我刑務協會の事業には創設の時から關與せられて參畫指導せられたのであつた、然るに其の博士を知る人の多くは既に野に下り博士の功績を語る事罕である、現に行刑の職に在る人では坪井印南有馬の三氏の外には能く博士を知る人はなからうと思ふ、私は博士の斯界に竭された事績や其の人爲に就ては一小部分を知るに過ぎないが茲に思出づる一端を傳へて其の面影を偲びたいと思ひ自ら拙筆を下すこととしたのである。若し私の管見に誤れる點があれば異くは斧正を給はらんことを。

小河博士と私

監獄界に小河滋次郎氏の在る事を知つたのは明治二十七年著述された「監獄學」を其の頃人から奨められて讀いた

時からである、その私は明治三十一年十一月上京して警視廳銀治橋監獄署に奉職したので其の以後は監獄協會の茶話會で時々博士の警嘆に接し獄制に關する該博な意見を聴くことが出来るやうになり又明治三十二年から翌年に跨つて警察監獄學校の開設せらるゝや私は第一種生として六ヶ月間入學する事となり、博士は講師として監獄學の一科を擔任され毎週三四回教授されるので師弟の關係を以て始終膾炙することゝなつた、其後數年にして私は監獄局課員に任命されたのと傍ら監獄協會雜誌の編輯を囑せられたので當時監獄事務官であり且つ監獄協會委員長であつた博士とは深い因縁を結ばせて戴くやうになつた、此の關係は先生が明治四十年支那に司法顧問として招聘されて行かれる時まで續いたのであつた。

斯學研究の動機

博士の性格は其師種積陳重博士が「監獄學」に序して、小河滋次郎君の嘗て大學に在るや余も亦其教授に與かる。

君人となり深沈寡言才學勤勉共に其等儕を抜く云々とある通り全く學者肌の人であつた、博士が行刑制度を研鑽し行刑事業を變理することを決心するに至つたのは種積博士の熱心なる嚮應に動かされたものである、而して同博士の推舉に依つて時の内務省警保局長清浦奎吾氏（子爵）に用ゐられるやうになつた、清浦子爵は「監獄學」に叙せられた序文の末尾に、一日種積に士と會す談偶岳洋（小河氏）の事に及ぶ博士曰く人文の進むに従ひ學者亦穿井的主義を要す彼れ亦穿井的學者たらしむべしと意ふに學問の道夫の畦を耕すが如くなるべからず徒に廣くして淺きは竟に世用なし彼の井を穿つが如くならざるべからず狭くして深かければ必ず泉源に達す波用盡くるなきを得べし博士の言實に然り

余は岳洋に望むに監獄専門家として我國のクローネー氏たらんことを以てするものなりとある小河博士は此尊敬すべき兩氏の忠言に感奮して、穿井的學者たると同時に學理應用専門家たらんと決心の跡を固められたものであることは疑ひなし。

講師としての小河博士

明治二十二年政府は司獄官練習所（石澤謹吾氏練習所長たり）を設けて現任典獄副典獄に行刑に關する新智識を授けた其講師の一人に監獄學者のフオン・ゼーバツハ氏を獨逸から聘した、バツハ氏は非凡な精力と熱心と嚴格な態度を持して練習生を熏陶され且親しく我邦各地の監獄を視察し改善すべき點を指摘して、報告し或は建白したり又一面刑餘者の保護制度に就て意見を樹てるなど貢獻する所が多かつた小河博士は其當時白面の一書生とも云ふやうな弱冠の身を以て、バツハ氏の通譯となり又は説明者となりて、練習所に監獄に形影相伴ふて忠實に研究と指導とに竭されたのである。

司獄官練習所は政府の財政の都合か何等かの理由で一二回で廢止されたが其前後數年は我邦の諸制度に改革を試みられた急進時代であつたので練習所卒業者が其修得せる智識を實地に應用して行刑處遇の上に著しい改善したのであつた、行刑官吏を養成することは一日も疎にすべきでなかつたが數年間中絶するに至つた、然るに明治三十一年頃諸法典は完成し諸外國との條約は改正實施せらるゝに至り、治外法權は撤廢せられて歐米人も我法權に支配されることとなつた、自然我監獄に外國人をも拘禁することが生ずる、従つて外人の拘禁處遇といふことも我行刑制度の上

加味されねばならぬ旁行刑官吏の智徳練修の必要を痛感するに至つたので明治三十二年八月警務監獄學校なるものが設けられた、此時も獨逸から博士クルーゼンを聘し監獄學を授けられた、小河博士も監獄學の一部を擔任されて學理の教授に當られ且實務練習の二科を受持れて専ら我監獄則の精神解釋と歐州殊に獨逸に於ける執務狀況を講述せられた監獄學の内容では監獄學と哲學との關係、監獄學と政治及び政との關係監獄學と萬有學との關係殊に心理學との關係、病理との關係、精神病學との關係といふが如き系統を立て、随分詳しく説かれたそれから其の頃監獄協會の茶話會で死刑廢止の可否とか、在監者の食物を購求する制を存置するの可否とか獄内の犯罪に對して刑法の處罰を行ふの外獄則違反の規律罰をも課すべきやといふが如き討論問題を提出して盛に論議したが、これは一は監獄學校生徒の實務練習に茶話會を利用されたもので良方便であつた、

明治三十三年頃から三十八九年頃迄であつたと思ふが大學の法科で監獄學を講ぜられ時々大學生を引率して監獄の實況を視察せしめ、學理と實際との兩面から智識を注入することに努められた、これは講師といふでもなく囑託といふやうな名目で研究の志望ある學生に教授するので授科よりも微々たるものであつた「監獄學」の例言に「泰西文明の諸國は大概概既に取つて之を實行し法科大學中特に之が爲めに一の講座を設けあるもの亦尠からず」と自ら陳べられた博士には物更ら思はれたであらうが其の任に當るや極めて熱心に眞面目であつた、

博士の著書と論文

小河博士は該博な智識の持主であると同時に文藝に富み且つ運筆は神速で巧妙であつた、著述の年月日は承知せぬ

が三十歳に満たない頃既に、ペーネ監獄管理法、日本監獄法講義、獄務提要、監獄建築論、獄制論を著述し第一回の洋行前明治二十七年六月に著述されたのが前述の「監獄學」で殆ど一千頁の大冊もの同氏の著書中最も浩瀚なものである、其後三十三年頃かに著述されたのが獄務應用といふ名稱であつたかと記載する、三十四年に獄事談三十五年に刑法改正の二大眼目、三十七八年頃に單行本で「根なし草」題で「丁未誤筆」を日記體に書かれた、論文は概ね長編のもので彼の刑法改正の二大眼目と題するものも著書と稱するよりも論文といふ部類に屬するので、死刑の廢止と刑の執行猶豫の二綱目に就て極大の筆を揮つたものである、三十八九年には不定期刑論、答刑論（臺灣答刑令に就て）を發表された、答刑論は答刑は野蠻な風習である文明の法治國で採用するのは耻辱であるといふやうな趣旨であつた、此の答刑論には臺灣覆審法院長鈴木宗言氏の反駁があつて其頃の監獄協會雜誌に載せられた、博士の學位を求むる論文は「未成年犯罪者に對する刑事制度」でこれは三十六年頃提出されたものであるが審査を経て博士の學位を授かつたのは三十九年であつたかと思ふ、此の論文は一大著書で、微に入り細を穿ちたものであつて、文部省で發表した學位授與の理由、其論文の要點のみでも前例を見ない長いものであつた

博士の洋行

博士は内務省警保局監獄課長から神奈川縣典獄に任ぜられ幾干もなく休職となつて二十八年に第一回の歐米の獄制視察に赴かれた、其前年に「監獄學」を著述されたもので傳ふる處に依れば此の著述に依つて得た料金が洋行費の大部分となつたと云ふ事である、歸朝後警視廳典獄と成り第四部長として鍛冶橋監獄署長を兼ね、市ヶ谷巢鴨兩監獄署

即ち今の豊多摩、巢鴨兩刑務所を併せ統轄する職に就かれたが間もなく内務省監獄事務官となられ、三十三年現官の歐米へ出張を命ぜられ萬國監獄會議へ出席された、これが第二回目の洋行であつた、其の洋行土産とでも云ふべきものが「獄事談」の著述となつた其の次が三十八年ブタペストに開かれた會議に出席し兼て歐米への出張で第三回目の洋行であつた、それから五年目の四十三年に華聖頓に監獄會議が開かれたが此の時に小河博士は支那に傭聘され彼國に在留中であつたが、自費で其會議に出張し續て歐米獄制や社會事業の施設を視察された、これが第四回目の洋行であつた此の會議には政府からは監獄事務官眞木喬氏が委員として出張された、小河博士は私の記憶では四回歐米の天地に足跡を印せられたが、最も長く親しまれたのは獨逸であつたやうである又博士はクロイー翁に私淑し極度に崇拜されたやうで彼の監獄視察には翁と同行し翁の説を聴き推戴されたことが多かつた又屢々翁の邸を訪ひ師弟の交際を結び其の一家族と親しみ一家團欒の情味に温められた程であつた、博士は清浦子爵の忠言を空ふせず自ら日本に於けるクロイー翁たらんと期して居られたものと思はれる。

官吏としての博士

性格は沈黙考職務は地味なものであるから華々しい活動的でないが勤勉家であつた、眇たる判任官の監獄課長から神奈川縣典獄に榮進した時は三十歳前後であつたが、少くとも毎週一回は夜間獄内を巡視し部下の勤怠、收容者の動靜を巨細に視察されたといふ一事に視ても職務に勤勉で理論と實際との融合に就て研究された忠實の程が窺はれるのである、監獄學の著述は神奈川縣典獄時代に成つたもので監獄官吏の矚を啓かんとする叫びの一端である、監獄課が

監獄局となり勅任局長奏任事務官を置かるゝや博士は最初の監獄事務官に任ぜられた、明治二十二年刑訴訴訟法の一部改正と共に監獄則の一部改正外國人拘禁處遇の標準が定められた、三十三年七月監獄が内務省から司法省に移つたので局長久保川貫一氏以下屬僚も司法省に轉じ小河博士も司法省の人となつた、三十三年十月監獄費は地方稅支辨から國庫支辨に改まり、又三十六年四月に監獄官制が發布されて、從來中間監督權を有する府縣知事の手から離れて司法省の直轄となつた、時の内務大臣は西郷從道侯爵、司法大臣は清浦奎吾子爵であつた、此の三十二年から三十七八年の數年間に我監獄制度組織の上に大なる改廢が行はれたのである、それから明治三十九年頃から特定の少年監獄處場など所謂類別拘禁を試みるやうになつて、小田原、川越、洲本、岩國等に少年を集禁するやうになつた従つて小河博士が其の間に竭された事は尋常でなかつた、同時に有彩の成果を擧げん爲に徐に胸中種々の劃策を有して居られたやうであつた。

獨逸から招聘されたバツハ氏は各地の監獄を巡視する時、いつも監房の鴨居とか格子の框の上部を白手袋を飲めた指頭で一渡り擦つて見る、白手袋に埃が着いて穢れると、監房の掃除が届かぬ衛生の注意が缺けて居ると批評したそのである、小河博士は其故智を倣ふたものか監獄を巡閱する際監房の内外扉障子等を指頭で撫て見られが批評がましい小言は出なかつたといふことである、明治三十六七年頃には此の遣方を罷められたのか一向見もせず聞もしなかつた、博士の巡閱には定例のやうに、在監者の身分帳數冊を取寄せて繰返し々々見て後其身分帳を基本にして健康狀態受刑中の行狀、精神上の變化、作業能力、教育衛生運動領置品の種類品質作業賞與金の使途、何でも個性鑑別の料とするといふ方法であつた、實に此の方法は巡閱官の調査方法であるばかりでなく實際に行刑處遇の衝に任ずる當業者

が之に則り個別處遇の採配を振らねばならぬといふことを暗黙の間に示されるのであらうと思ふた、巡閱官の隨行員には虎の威を借るやうな横柄な態度がなきにしもあらずであつたが、博士の巡閱は教訓的であり親切であつた、博士は自ら持すること謹嚴で人を待つことは寛大であつた。

私人としての博士

博士は謹嚴な人で趣味といへば讀書と運筆であらう、筆力も巧速であつた文章の端麗なことは驚くべきもので、博士はいつも縦横に線のある原稿野紙を用ゐて居られたが一度筆を下すと立ち所に文章となり一字一句も添削することはなかつた、何十枚の原稿を見ても字句を加へたり消したり改竄した痕は滅多に見當らなかつた、それほど修辭と字體とに心懸けがあつた、寡言な博士の演説は雄辯ではなかつたが澁らず焦らず巧に諄々と筋目の立つた演説をされた演説其のまゝを筆記すると立派な文章である、それであつたから若し博士の講演を速記する者が誤りでもすると直に訂正を申込まれた又謹嚴な博士は一撃一笑苟もせぬ人で怒の色を見せず笑の聲を出さぬ人であつた、大抵の人が聲を揚げて笑ふやうな場合でも上下の唇を嚙んで頬の邊に皺を寄せて、笑顏を見せるだけであつた、其頃局僚は「小河さんの笑聲を聞いたか」と不思議な問答をしたが誰一人として聞いた人はなかつた。

博士は絶對禁煙家であつたが一面非常な愛煙家であつて始終煙草を口から放さなかつた、机に向つて何か書く時でも左指に巻煙草があつた、非常な喫煙好きであつたか煙草の種類も一樣でなく紙巻あり葉巻きあり、右のポケットからも出れば左のポケットからも取出された、明治三十八年頃自轉車が流行で博士も牛込坂土町から自轉車で通勤され

たが其途中だけは煙草を吸はれなかつたと云ふ自轉車で思出したが或時途中英國大使の馬車に衝突して自轉車をメチヤ／＼に毀はした事があつた、博士は其時の態度を面白く話されたが其以來自轉車乗りをやめられた。

博士には道楽と稱する程のものではなかつたが、百人一首歌かるたは誰彼と相手を問はず時々樂まれた、其取方も手早く巧妙であつた、小田原小年監の開聽式の日にも局員多勢出掛けて其夜函根塔の澤の旅館で、かるた取りをした、司法省の山下技師、豊野、有馬、早崎の典獄連中も交つて賑はした事があつた、其の頃協會で毎年茶話會が終了すると居残つてかるた取りをやつた、甚將葉の娛樂もあつた、協會は講話の場所たると同時に親睦を圖る場所としたといふ譯で講話の前にはは斯様な遊びもあつた、罕には謡曲を聴くこともあつた。

博士は下僚を愛し又大衆と樂むことを好まれて或時監獄局員の一團と東京所在監獄職員と合同して墨田川に舟遊を試み投網で獲た魚類を一夕の膳部に供したこともある、又或年の初夏監獄局員が江の島鎌倉邊へ清遊を試みやうといふ相談一決したが、會費の點になると三等往復でも一圓四五十錢は要する其外の費用はと來るとウンと行結つた、智慧を絞つた場句に、これは小河事務官を引摺込んで其大部分を負擔して貰はうと蟲の好い話になつた、現今神戸に居る印南於菟吉君が一同を代表して、小河博士に修交談判に行つた、すると案するより産むは易しでウン好しと即座に五十圓許りを渡された、イヤ一同悦ぶまいことか、萬歳一と次の日曜日と決つた、さていよ／＼明日となつて印南君が小河博士に明日午前七時品川驛に集合と通告に及ぶと、博士は僕は差支が出来たから行かぬ印南君がそれではどうも言語が怪しくなる、博士は僕は初から差支へたので行かれぬと思つた、構はず君達遊んで來給へと云はれたので、印南君は探つたいやうな顔で引下つて來た、一同は委細心得たと許り翌日を樂んで待つた、翌朝になると一天曇りて泣き出

しそうな天氣だ、その爲か十三四人集合の豫定が五人缺けた、何悔ふものかと八九人で鎌倉より江の島へと悠々と遊んで夕食を済ませて歸途に就いた、結局十三四人分として頂戴したのを八九人で頂戴して各自支出に及ばずと決議して博士に報告すると例の通り頼の邊りでフツツと聞流された斯様に博士と其局僚は親しかつた。

餘 談

支那から歸られた後は大阪府の囑託となつて社會事業の施設に關與されて監獄に對する功績に劣らぬ大なる貢獻をされたそうであるこれは元監獄局長であつた大久保利武氏が大阪府知事時代、又其後任になられたのが元警察監獄學校の監獄科の教授であつた林市藏氏であつた事は博士の力を充分に揮はしむる味方であつたらうと思ふ、妄評多罪博士は我刑務協會の前名監獄協會の爲めに盡された所決して尠しとせぬが、此點を記すれば下手の長談議となるばかりでなく私は其器でないと思つたので贅言せぬ、以上陳べたものも餘事に涉り冗長に流れたがいろ／＼の方面から博士を觀たいといふ一念から出たの、あるから貴重な紙面を潰した罪は容赦して戴きたい。

實 力 を 養 へ

優勝劣敗は社會の法則であるが、尚くまゝ他を侵害して他と協同することがなかつたならば社會の秩序は保ち得るものではない。我を侵害し若くは我が發展を妨ぐる共同の敵に對しては、敢然として立つの氣概なかるべからずとは云へ、強ひて平地に波瀾を起すか如きの態度は却てこれ平安を危害するものとして排斥せねばならぬ。他を排斥せねば自己の優勝を保つことの出来ないのは眞の優勝者ではない。自ら勝れよ、さらば他は自ら其下にあらん、自ら他に優る所あらば他來つて我を侵さず、我亦他を壓する必要はない。優勝神の問題は此に一轉して、自ら持つむの有無に關し、自ら持つむの有無は實力如何の問題に關聯し來る。自ら實力の持つむなくして他に優らんと稱す。此に於て偏曲となり排他をなす、世には自己以外の力で優勝の地位を誇るものがないではない、これ所謂運命の寵兒、否運一度獲ひ來れば一敗復起つ能はざる危險なものたるを免れぬ。負けじと思はゞ其力を養へ、勝たんと思はゞ又其力を養へ。

歐米行刑制度視察談 (一)

辻 敬 助氏談

○本編は速記にあらず唯談話の要領を摘記したるものにして措辭及び所説詳略等筆者の責に歸する所少からず。

第一、英國(イングランド及びウ

エールス)

合並びに拘禁區分の變更

甲 刑務所人口の消長

英國の行刑制度はこの數年間にかなりの變化があつた、勿論法律の改正といふ様な大變革ではないが、改正の精神等を釋ねて見たならば中に彼の國の行刑組織の根本に觸れる様なものがありはせぬかと思はれるぐらゐに變つてゐる。

一、刑務所人口の消長、刑務所の廢

英國に於ける刑務所人口の消長は別表に示すが如くであつて戦前戦時及び戦後に於て著しき相違があるのである、今先づ新受刑人員に付いて之を見るに、戦前即ち一九一三年度に至る迄は著しき變化なくして経過しておつたが、一九一四年即ち戦争開始と共に著しき減少を來し、翌一九一五年度に於いては殆んど革命的の減少を見、爾來一九一八年度に至るまで(即ち戦争中)遞次減少を續け

たが遂ひに一九一九年戦争終熄するやこゝに形勢一變し、漸次増加の傾向を示し、今日に至つてゐるのである。

一日平均人員に於いても、略之と同様であるのである。

新受刑者累年比較表

年次	罪			略式判決 ニヨルモノ	總計
	懲役	禁錮其他	合計		
1899-1900	753	6,441	7,194	146,266	153,460
1900-1	725	6,366	7,091	141,509	148,600
1901-2	887	6,877	7,764	159,232	166,996
1902-3	1,100	7,171	8,271	168,286	176,557
1903-4	1,016	7,624	8,640	181,248	189,888
1904-5	929	7,832	8,761	189,180	197,941
1905-6	1,019	7,953	8,972	186,084	195,056
1906-7	1,021	7,945	8,966	169,377	178,343
1907-8	1,173	7,918	9,091	167,512	176,602
1908-9	1,150	8,463	9,613	175,288	184,901
1909-10	1,108	8,392	9,500	170,461	179,961
1910-11	916	8,202	9,136	158,519	167,655
1911-12	863	7,803	8,756	150,111	158,867
1912-13	871	7,910	8,781	142,183	150,964
1913-14	797	6,921	7,733	128,686	136,424
1914-15	591	5,281	5,872	98,128	104,000
1915-16	351	2,247	3,298	55,541	58,839
1916-17	401	2,470	2,871	40,807	43,678
1917-18	350	2,065	3,324	29,449	32,773
1918-19	340	3,146	3,486	22,544	26,050
1919-20	457	4,691	5,148	30,291	35,439
1920-21	482	4,936	5,418	38,498	43,916
1921-22	563	4,825	5,392	41,734	47,126
1922-23	495	4,679	5,174	42,197	49,371

今刑務所人口の消長に付いてその因つて來るところの原因を尋ねるに

A、戦時中に於ける減少の原因

I、戦争開始以來遞次減少を來せるは勿論之を戦時に發生せる諸々の状態に飯しなければならぬのであるが、英國刑務當局が當時刑務所長及教誨師をして研究

調査せしめたるところによれば大凡左の三點に概する
のである

- a. 職業的小犯罪者の徴募
- b. 酒精販賣制限 (1914. Intoxicating Liquor—Temporary Restriction act.)
- c. 勞働需要増加 (就職難による犯罪の減少及び收入の増加による罰金納付者の増加)

「、刑事司法行政條令 (The Criminal Justice Administration act. 1914) の實施により新に罰金納入の便法生じたること

B、戦後増加の原因

- イ、商工業沈退に依る失業者の増加
- ロ、世活状態の弛緩
- ア、戦時中收入増加に伴ふ浪費の弊は收入減少の今日に於ても繼續す
- b. 戦争結婚の破約に伴ふ裁判所扶助命令の拒絶 (Dehors 債務者拘禁の増加)

乙、刑務所の廢合

前述したように一九一五年度以降收容者の非常なる減少を見たのと、一面行政整理の關係よりして小刑務所の漸次的整理を行ふてゐる、一八七八年當時は地方刑務所 (Local Prison 吾國の短期刑務所に當る) だけで百十數個存在したのであるが、現在では各種の刑務所を合せ幾かに四十四個所を數ふるに過ぎない狀況である、

丙、拘禁區分の改正

A、準ボルスタル制度の採用

ボルスタル青年院の成績極めて良好なるに鑑み普通の地方刑務所に於て十六歳乃至二十一歳の禁錮受刑者にして刑期三月以上のもを對個の特設刑務所に集禁し、ボルスタル式の訓練方法を事情の許す限り適用し、青年黨の實を擧げんとしてゐるのである。

B、廿五才未満の禁錮受刑者特別處遇

廿一歳より廿九歳に至る青年の取扱は從來我國と同様

に刑務官の最も難しとしたるところであつて、刑務所内 從來禁錮受刑者の拘禁に付いては年齢及び性による區分

によりて犯され、ひいて一般刑務所規律にも影響するところ少なからざるの事情あるに鑑み是れ等受刑者に對する特別處遇を施さんがため、四つの特別刑務所に分隔拘禁してゐるが、成績極めて良好であつて、當局者中には之れが處遇の年齢制限を擴張すべしと主張する者があるぐらひである。是等受刑者の處遇條件は一般受刑者と特段なる相違なきも勉めて強役を科し、嚴格なる訓練の下に個別的處遇の適切を期してゐるのである。

C、刑期による拘禁區分



(劇奇日記書社) 場工ルダスルボ

があつたが、刑期に付いてはその長短に拘らず凡て受刑地の地方刑務所に於いて執行するの制であつたが、一九二四年信用制度 (後に述ぶる處あるべし) の擴張並びに職業訓練の關係等を考慮し、刑期六月以上の受刑者は各地方に於ける産業上有利なる地の刑務所に集禁するの計畫を樹て、先づ以て試験的に Wakefield (ウエークフィールド) に於て試みたのである。

此の處遇方法は官吏による繼續的の監督は單に新入者の獨居拘禁中に限り、その他の受刑者は凡て名譽組 (Honour Party) として信用を興へ、工場

に於ては作業指導者を配置するに止まり、戒護官吏は隨時偵察的に視察するに過ぎないのであつて、受刑者を極めて自由な立場に置くのである。然し他面に於いて労働的訓練を重視してゐるといふ點に於いて特色があるのであつて、普通刑務所に於いては七時間乃至八時間の労働なるに對し、本處遇法に於いては九時間労働を勵行し、職業訓練に力を致して居るのである。此の信用制度は既に久しき以前より採用されてゐるのであるが、それは極めて狭き範圍に於いて認められたのであつて模範的行狀の保持者に限られたのである、然るに今回の計畫によれば獨居拘禁につぐに直ちに名譽組を以てするのであるから、その適用範圍は頗る廣くなり、戒護官吏の配置数は従前に比し著しく減少する譯である、この試みは施行後成績極めて良好にして未だ嘗て信用を濫用せるものなく、作業能率は他に比して著しき進歩を示してゐるといふ事である。

D、ボルスタル青年院の拘禁區分の改正

一九二四年度よりボルスタル青年院の拘禁區分を左の通り改正した、

- 一、Felham に拘禁すべき者
 - a. 未だ嘗て刑務所に收容せられたることなき者但し罰金の言渡しを受け若しくは保護觀察 (Probation) の言渡を受けたことあるも妨げず、
 - b. 永く家庭の養育を受けたるもの精神遲鈍者及び精神不安定なる者
- 二、Portland に拘禁すべき者
 - a. 感化院 Industrial 及び Reformatory School) に於ける訓練により改善せざり者
 - b. 既に永く家庭の周囲より遠ざかりおり者
- 三、Borstal に拘禁すべき者
- 四、Wormwood Scrub
 - a. フェルサム及びポートランドの中間に位する者
 - b. ボルスタル青年院の假釋を許可を取り消されたる者
- 五、Wands worth

こゝには所謂レセプション、クラスを拘禁する、即ち

のである。現に最近刑務當局が頻りに教育的方面に於

- a. ボルスタル青年院拘禁の言渡を受けたる直後の者
- b. 青年の刑事被告人

二、受刑者の教養及び訓練の深化

次に目に付くのは受刑者の教養訓練の方面に關する施設の改善である、英國は由來保守的の國柄であるので刑罰觀念に付いても從來極めて嚴格なる態度をとつて來てゐるのである、それで自然アメリカの如くに刑罰の制裁的意義を捨てて刑は教育なりとなし積極的に教育的施設を進めて行く譯には參らぬ



ボルスタル農務場作業

作業慣習の創造でなければならぬ。故に困難なる作業の

ける施設に手を染めて居るに對して刑務所を娛樂機關となすものなりと非難する者が少なくないのである。併しながら政府は是等の非難に對して比較的進歩的なる釋明を試み、將來益々此の方面の施設の改善を圖るの意圖を有することを聲明してゐる。『我々の施設は刑務所を愉快ならしめるためではない、受刑者をして市民として復活せしめんがためのから、き訓練制度を組織せんが爲である。此の目的の爲の第一の要件は精神及び肉體のより大なる活動及び繼續的

より長き時間は我々の計畫の第一綱目にして次に來るものは刑務所生活に伴ふ退化的要素の除去及び自尊心の増進である。而して廣き範圍に亘る教育は或る程度の知的趣味を惹起し、且利己的思想の下劣より彼等を救ふことが出来る。最後に吾々は制限されたる信用制度 (Methods of limited trust) の漸進的採用に依り責任心を覺醒するに努力するの意圖を有す云々と。

かくの如く教育的施設の改善に付いては賛否交々別るゝの状態なるを以てかの活動寫眞の利用の如きも未だ採用するの運びに至つてゐない。試みに刑務監察官の一人に對し何故に之を採用せざるやを質したるに當局は敢て之を不可とするに非ざるも、火災の危険あるが故に採用せずと説明し苦笑をもらしてゐた様な譯である。今教育的新施設の主なるものを舉ぐれば左の通りである。

一、普通教育

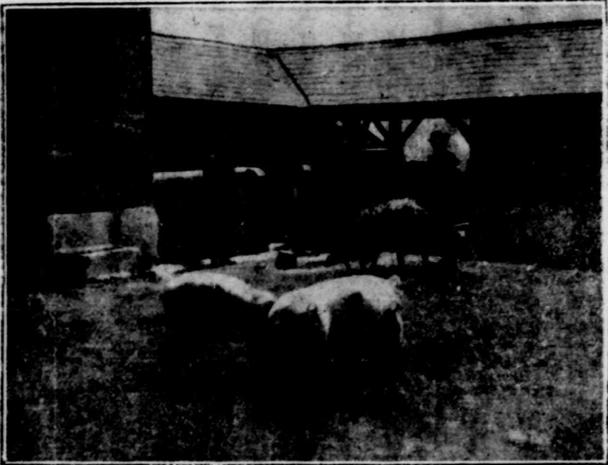
普通教育は戦時中に於ては少年受刑者を除き全部停止

しくも單純なる滑稽的のプログラム或は感化上不良の影響ありと認めべきものは之を採用しないのである。繰りかへせば凡てのプログラムは彼等の感情をより高きレベルに高め然かも何等好ましからざる特色なしに純心なる人類愛並に同情心を喚び起すものなりや否やを考察するのである。

四、時事の報道及び討論

a. 時事の報道 地方刑務

所に於いては一週一回通例土曜日若しくは日曜日に於て刑務所長若は教誨師よりその週間に於ける社會生活中の主なる出來事に付き報道するのである。此の



ルダスルボ子女

試みは二三の刑務所に於ては久しき以前より存在してゐ

するものもある。併しながら當局は其の効果を確信し、

せられたるも一九一九年平和の克復と共に、所謂新教育計畫の下に再び開始せられ、教育監督局の助力を得て、着々之れが完成を圖つて居る。

二、成人教育 (Adult education)

本制度は一九二〇年度に於ける新施設にして成人教育委員會の助力の下に各地方刑務所に教育界の緒々たる人物を教育顧問として招致し、その助力に依りて直接教育の任に當るべき篤志教育家の多數を集める事を得て各刑務所とも万難を排して之れが實施につとめてゐるのである。

三、講演及び演奏

數年來各刑務所に於て一月に一回の講演を行ひ來りしが、一九二〇年度よりは通例一月三回之を行ふことゝなし、且つその際ペン及び紙の使用を許し之れが筆記と感想の記入とを奨励しつゝある。演奏は一月一回篤志音楽家によりて演奏されるのであつて、そのプログラムは所長及び教誨師に於いて特に慎重なる注意をばらひ、いや

だが、一般的に施行せらるゝに至つたのは最近の事である。

b. 討論

之は最近の試であつて未だ全国的に施行するには至らざるも未施行の刑務所も亦遠からず之れを採用する見込なりと云ふ。討論題目は通例受刑者自ら選定し、官憲の檢閲を経るのである。座長は所長教誨師若は刑務所訪問員 (Prison Visitor) 之に當る、此の試みは大体に於いて効果ありとする報告多きを占むるも中には受刑者の智能程度一致せざる爲其効果思はしからずとなし、或は又討論者を見出すと困難なりと報告

單に討論者として壇上に立つ事それ自体が彼等の稍もすれば萎靡せんとする心 (mind) を勵まし自恃自救の念を増進せしむと云つて居る。

五、名譽同盟俱樂部

最近左の新しき試みは斯界に於いて大なる興味を以て注目せられつゝある。

a. Nottingam Prison に於ける A League of Honour
 此の名譽同盟俱樂部は一は星級 (初犯受刑者) と第二部受刑者 (再發犯) を以て組織し一は其他の受刑者を以て組織されてゐる。各々の俱樂部は刑務所長の職權に服従する委員會に依りて管理せらる。同盟への入會は同委員會の推薦に基き所長之を決するものにして、受刑者一定の時期を経過し、善行を持續する者に限り入會する事を得るものである。各俱樂部の特權は一週一回夜間に於いて討論會話、全き休養即ち西洋象棋若は西洋碁の會同を許すのである。

d. Dorchester Prison に於ける俱樂部

後の成績極めて良好なるのみならず左の利益を有するを以て當局者は漸次之れが適用範圍を擴張せんとしてゐる。現在に於いては此の種の特權を有するもの極めて僅少にして大刑務所に於て六、七人 (但し懲役刑務所の Dartmoor の如き三十人乃至四十人) 小刑務所に於ては僅かに二三人を算ふるに過ぎず、尙是等の多くは圖書館助手、園丁、大工、及び器械組立等に從事す
 イ、看守者を節す
 ロ、自由なる空氣に於て作業するが故に作業の眞正なる價值と尊嚴とを感得する事を得
 ハ、作業の能率増進す
 ニ、如此絶大なる信用の賦與は一般受刑者の獎勵感化上非常なる效果あり。

b. Honour Parties

Red band system と同様の精神に出でたるものにして、たゞ彼の單獨個別的なるに比し此れの團体的なると且信用の程度稍々劣るの點に於て差等あるのみであ

此の俱樂部は前者と殆んど同様にしてその管理委員會の責任入會の條件等は全然之と同一である。たゞ俱樂部の仕事の範圍は稍々狭く單に討論會及び夜間の學級を會員の間に組織するに過ぎないのである。

之等兩者の成績は大体に於て良好にしてその會員は與へられたる信用を決して裏切るが如き事なく又彼等の管理委員會は克く其の職責を盡してゐる。當局は之等俱樂部の成功を信じ之に屬するもの、思想の一般的調子及び品質 (standard) が大いに高められたと謂つてゐる。

六、名譽制度

a. Red band system (赤章制度)

在所者中特に信用し得べきものを撰び之に Red band を賦與し、作業中戒護者を付せざるを得 (即ち戒護者の視線外に置くの意である) 本制度は Red band system と稱し最初懲役刑務所に於て採用し次で地方刑務所に採用せられたるもの (一九一〇年) にして實施

る。即ち本制度に於いては繼續的に戒護者を付せず、隨時看守長看守部長の巡視により監督するに過ぎざるものにして、現在に於いては各刑務所各一組を有し成績極めて良好で、未だ嘗て信用を濫用せるものなく、生産力は他に比して顯著なる進歩を示しつゝありといふ。

c. Patrolling Versus Continuous Supervision (偵察制度)

本制度は受刑者に或る程度の信用を賦與し、看守者は二三の工場を兼務し隨時看視する方法を採るものにして實施後の成績極めて良好なるを以て漸次擴張するの方針である。

六、ボルスタル成年院に於ける女子訪問員

の活動

各地方刑務所には女子訪問員 Lady Visitors と云ふものがありて女受刑者の教化に協力しつゝある事は既に御承知の事と思ふが一九二一年度よりこれ等の女子訪問

員がボルスタル青年院を訪問する事となり、爾來ボルスタル院の教化施設に於ける最も價値ある要素となるに至つたのである。元來之等の試みはあまりに新奇なりしよりこれが效果に對し疑を懐くもの多かりしが、二年間に於ける成績は極めて良好にして、彼女の訪問は最も深く成年の本性に觸れ、彼等の改善に對して絶大なる力を持つといふことが實際上証據立てられてゐるのである

七、男子訪問員の制度採用 (Men Visitor)

女受刑者に對する女訪問員の制度に倣ひ一九二一年以來各地方刑務所に於いて男子訪問員を招致し、女訪問員と同様に受刑者教化の上に大いに寄與功績しつゝある。

これ等二つの訪問制度が訓練教育その他に關し寄與しつゝある努力は受刑者に對し精神的に非常なる好影響を與へ最も力強き且つ恒久的なる感銘を與へつゝあるは一般に認められるところである。從來受刑者を見て敵對者となせる社會の人々が實際に於いては彼等の爲めに何等の報酬を受ることなく貴重なる時間を犠牲にしつゝ

あるを見て從來の彼等の觀察の謬れることを自覺し又一面之れによりて著しき羞恥の念を喚起し、之等の熱心なる訪問者に對する面目よりしても再犯するを得ずと覺悟せしむる場合尠なからざるは蓋し想像に難からざるのみならずこの事實は彼等の發信面會等に於いてよく之を看取し得るといふことである。尙ほ此等二つの訪問員は釋放者保護事業にも或は委員とし或は地方委員として重要な役目を演じてゐるといふことは一層此の制度の成績を擧げる所以となつてゐる。

八、ボルスタル青年員の職業教育

ボルスタル青年院にては最近伊太利に倣ひ收容者中行狀善良なるものを簡拔して自治体の設立する實業學校 (Technical School) に入學せしめたるにその成績極めて良好なるを以て益々本制度を擴張するの計畫があるといふことである。

九、ボルスタル青年院に於けるキャンプ、Camp 夏期學校及び "Frat" 名譽釋放

キャンプは一九二二年の夏初めて試みられたる新施設

にして最上級 (Superior class) に屬する青年中より選抜し約一週間乃至二週間の野外遠足を試むるものにして、野營地に於て各種のゲーム、遊戲、競技、水泳、散歩等を試むるのである。一九二三年度に於てはボルスタルよりは百八十人を二隊に分ち "Sheppy" 島に、フェルサムよりは八十七人を二隊に分ち "Walmer" 附近に出動せり、一九二四年の夏に於いては他のボルスタル青年院に於ても之を試みる豫定なりといふ。

此の試の青年に及ぼす影響は特に顯著なるものがあつて彼等青年を元氣付け彼等を愉快にし、一面に於いてこのキャンプに加はらざりし下級者に對して激勵を與へてゐるのである。尙ほ其のキャンプには多數の男子並びに女子訪問員來りてこの試みを補助してゐるのである。

本試みは施行以來既に三年を経過するも僅かに一名の逃走者を出したるのみにて他に著しき反抗者なく、當局は此の制度を以てボルスタル訓練の永久的要素となさんと

する考を持つてゐる様である。

次に "Frat" (名譽釋放) も亦最近の試みであつて、特別の事由あるものに對して宣誓の上家庭に一時的飯宅せしむるの制度である。此の場合に於ては何等直接の監督を附しないのであつて従つて幾多の誘惑あるにも拘らず、指令を破るものもなく、施行以來僅かに一名の逃走者を出したるに止まり他は凡て正確に指定の時間に歸所せりといふことである

我國は維新以來四十有餘年汲々として海外の文明を求め來れり、今や物質的文明は漸く彼我平等に均霑せられんとす、此の上の覺悟は彼れの日進月歩に遅れざると共に、更に我國内に咀嚼して藍より出で、藍より青き牛産を世界の市場に提供するに在り、一面我等は此の點に於いて劣るなきを期すると共に、他面に於て「此を古今に通じて謬らず、中外に施して悻らず」日本道徳の精華を世界に示すの覺悟なかるべからず。

精神健康診査に就て

江南生

訓令の内容

今回司法省訓令第二號を以て收容者の健康診査規程が發表された、従来の制度に比し著しく進み就中其の第五條に精神健康診査に付明文をあげられたのは刑務衛生の大なる進歩であると思ふ、私は單に刑務衛生のみならず各自の個性を鮮明する上に於て多大の効果を齎すものであると確信する、今迄は健康診断と稱し單に身体の検査に限られ精神方面は閑却せられて居た様に思ふ、今回の規定はある意味に於て一種のメンタルテストである。

規定の全體を通讀するに收容者の健康診査を稱し第二條に於て其診査を身體並に精神に分けてある、即ち一を身體健康診査といひ一を精神健康診査といふ、身體健康診査は第三條第一號乃至第九號に診査の項目を掲げ第四

條に各項目即ち身長體重榮養視力等の診査方法を詳しく説明してある、精神健康診査は第五條第一號乃至第四號に項目は掲げてあるが身體診査のやうに各項目即ち知覺注意感情等の診査方法を明示して居ない、第八條第二項に診査の成績は普通、稍異常、異常に分つとあるのみにて如何なる方法に依り診査するやは矢張り教へてない、そこで私は素人考へに精神診査に付き愚見を述べ専門家の教を受けたらと思ふ。

訓令の目的とする所は通牒にある如く此の規定に依り診査の適確性と統一性を保ち高價なる研究の材料を得べく、又行刑上個別處遇の科學的根據を示し、作業賦課の標準となり、收容者に對し適當なる處遇をなさんとするものであらう。

精神健康診査

精神健康診査に就いて

精神健康診査の方法を示さざりしは未だ確定せる精神検査の方法がないからであると思ふ、實驗心理では或る程度までの検査は可能とせられてゐるが、精神活動の凡てを形の上に又は量的に現すことは困難であるから、當分各自の研究に委し其發達を希望する考へなることを當路者から聞いて居る、身體健康診査は對象たる物體がある、精神健康診査は其の對象たる物體がない、或學者はこう謂つてゐる、精神現象は植物學生理學などに於て研究する自然現象と如何なる點に於て違つてゐるかといふに、第一精神現象は木や石の如く空間を占有してゐない、隨つて精神現象には大きさもなければ木や石のやうに廣さもない、即ち記憶の大きさなど云ふことは出來ぬ、第二には自然現象は自ら意識することが出来る、然るに精神現象は個人が直接に意識するのみで他人は間接の手段に依つて知る外直接には經驗することが出來ぬ甲なる者が泣いて居るとする類には悲哀の表情はあつて

も如何なる理で泣いて居るかは甲なる者でなければ知り得るものでない。

精神現象中知的系統に屬するものは検査の可能性が多い例せば數學の知識を計るのには數學の問題を課し又は物理學の知識を計るのに物理の問題を課し答案をさせばよい、然るに感情系統になるとなかく、そう行かない、例せば其の愉快さ苦痛さの如き答案を求むる譯には行くまい、意思にしても此の人はどれだけの能力があるかなどと計算することは出來ぬ、故に精神現象の検査は其の現れにより間接に推察する場合が多い、即ち前述せる通り個人の意識は其の個人により意識せらるゝもので、他人に其の意識を直接に描寫せしむることは不能である。

診査分類

訓令第五條によると矢張り精神現象の三分法により、知情意に分類し更に病的症狀を附加してある、即ち(一) 叡知、(二) 感情、(三) 意志、(四) 其の他の病的症狀の四項目となり、叡知は更に之を細別して(一) 知覺(二) 領會

(三)注意(四)記憶(五)聯想(六)思索(七)判斷としてある、此の三分法により知情意と稱するも個々獨立の働をなすものでないことは申す迄もない、單に分類に拘泥すると全體を忘れて大なる間違を生ずるから能く注意を要することと思ふ、此の區別は吾人の意識が對象と關係した時、認識的態度——感情的態度——意欲的態度に出る場合に於ける分け方で、本來別々のものでなく常に連結して居る。

第一叡知——認識方面の精神活動である、對象を認識するあらゆる状態凡ての知的働きで精神現象の大部分をなす、即ち、*あ、い*であるとか、*こう*であるとか、其の認識は單に物質上に止まらぬ精神上の事柄をも含む、吾人の感覺機關がある刺激を受け知覺神経が興奮し其興奮が神経中樞に傳達された時生ずる最も簡單なる意識状態から自他の區別や物の性質まで浮んだ時の感じ即ち感覺の複合した知覺、觀念又は表象の働き、目的物に對する意識の集注、過去の體驗に關する記憶、幾多觀念の聯合作

用、その聯合作用による思慮、更に進むではそれ等の精神活動に於ける判斷等の總稱にして常に客觀的、性質を有するものである。

A 知 覺——一度受入れたる印象を其の原因たる外物に歸着せしめ、事物の意味を知る作用である、例せば牛や馬を見て其の色、形、大きさ等を一々各別に感知せず、牛や馬の形狀大きさ及諸性質を合して一つの牛又は馬として覺知するを謂ふのである、合せない個々の感知は感覺として説明せらるゝを常とする、感覺……それは最も簡單な精神要素で知覺は感覺の複合したものである、前例でいへば牛や馬の個々の感覺を複合し統一的に意識したもので餘程發達した精神現象である、知覺に二つの性質がある、統一性・類化性、統一性とは外界事物を意識するに當り、個々の感覺的興奮の總和即ち牛の形色重さ等個々に感知せず其の物體を統一して意識するをいふ、類化性とは過去の經驗により現に受くる感覺的事實を容解し解釋する作用である、故に外物の刺激を感覺の總和として受容し又は従來の記憶に現在の刺激と對比

して何等の類化作用をなし得ざるは正常者の心理とはいひ難し。

参考 知覺は外界の印象を其まゝ、受けたものでなく、過去の經驗によつて感覺的事項を解釋したものである、例せば香物の表面は長方形である、併しこれは眞上から見たときの話であつて、普通の場合に眼に映する机の表面は不等邊菱形である、即ち感覺としては不等邊菱形であるが、過去の經驗に従つて其の表面は長方形であることを知る、又物體の大きさは見る人から遠ざかるに従つて小さく見える筈である、併し遠くに居る人を見て、實際それが豆粒程とは思はない、これ等は凡て過去に於ける類似的經驗によつて、新しい感覺的事實を解釋したものであるからして、これを知覺の類似性と名づける、斯くの如く知覺は感覺の外、過去の經驗に依つて得られたる觀念も参加するのだとすれば、物體の知覺には感覺の外に其の人の記憶とも關係があり、又聯合の法則にも支配せらる譯である、若し記憶に誤りがあれば知覺にも誤りが生ずるに違ひない、知らぬ外國語は聞いてもさつぱりわからぬのは其の感覺を補ふべき過去の

經驗を欠いて居るからである、譯のわからぬは無論のこと、聞いたまゝを眞似しようとしても出来ない、又如何なる觀念が現はれて其の感覺を補ふかは、全く聯合の法則によるのである、例へば夜半の騒ぐ音を鼠の騒ぐ音と聞か盗人の足音と聞かば、全く其の時の精神の態度によつて定まるのである。(上野陽一心理學通説)

訓令には『知覺』とありて、感覺に付いては何等明示してない、然るに所謂知覺は前述の如く感覺の複合からなつたものとも云へるから、知覺の診査は其根源であると思ふ、故に訓令の知覺は凡ての感覺をも包含するものと解釋するが適當である、感覺の種類 付いては其の數最も多く次號の餘白を利用し之を收約し掲載したいと思ふ、知覺は之を別ちて二となすを例とす、(一)空間知覺 (二)時間知覺である、空間知覺とは物體の方向、位置、形狀、大きさ等に關する知覺である、空間知覺より生じた心的内容は空間觀念である、空間知覺は生後の經驗によりて徐々に發達するものにして一時に完成するもの

でない、小兒の如きは空間を知覚する力が最も鈍い、此の空間知覚は更に(一)觸空間(二)視空間の二つに分けて説明するを普通とする、専門的になるから之を略す、時間知覚とは吾人の周圍に生起する出來事に對し過去、現在、未來、遲速等の如き時間の關係を意識するものである。

尙知覚に付いては所謂知覚の錯誤、統覺等の問題がある。以上述べた知覚の内容に付き診査をなさんとすれば、問題を與へて知覚の統一性及類化性を檢査すれば大體の概念は得られる事と思ふ。

自由刑の醫學的の一考察(二)

向井淺三郎

四 受刑者は受刑中に如何なる比率で死亡するか

收容者の死亡率は行刑衛生上最も重要で調査も充分に受刑者各年次別年齢死亡率比較表(千分率)

	大正十二年	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	平均
十五歳以上	六、四六	九、二	八、三六	一六、三五	一六、二五	一、三四
二十歳未満	八、三一	八、七四	一三、一二	一四、六一	一六、一〇	一、九八
計平均	一、二〇	一、三一	一、五二	一、六〇	一、五〇	一、五七

出來てをるが、可成多數の年次を掲げて、參考にする事としたいと思ふたが、大正七年前には受刑者の年齢別死亡數を、見る事が出來なかつたので大正八年から掲げた

上表に依て見るに大正八年が最も多く、其後漸減して大正十二年には著しく良好となつてをるのは、行刑衛生進歩の程度が伺はれる様に思はれる。而して其真相に於ては實際に未だ以て満足の出來ない點が多々あるが、之れは後段の受刑者の刑の執行停止處分の條下に於て述べようと思ふ。

一 自由生活者(國民の自由生活者)と拘禁生活者(受刑者)との同一年齡期に於ける死亡率の比較對照

此も亦行刑政策上決して等閑に附する事の出來ない肝要なる事項である。何となれば此比較對照が屢々行はれ其自由民の死亡率と受刑者の死亡率との差が減少する事

に努力し、一步進むでは更に其差が反對に受刑者の死亡率が少數である丈け、其死亡率が一層良好であらねばならぬと云ふ事に歸着したいと思ふ。

自由生活者 死亡比較對照表(各千分率)

	自由生活者		受刑拘禁者		差引殘數
	多	少	多	少	
十五歳以上	一一、〇一	一一、三四	〇、三三		
二十歳未満	一一、七九	一一、九八	〇、一九		
三十歳未満	一一、三八	一一、三四	一、九六		
四十歳未満	一一、二五	一九、七三	六、四八		
五十歳未満	二一、五八	二九、四九	七、九一		
六十歳未満	四四、〇六	六四、三〇	二〇、二四		
七十歳未満					

備考 本表差引殘數多トアルハ受刑拘禁者ノ死亡率ガ自由生

預者に比し多數ナルヲ云シ、少トアルハ自由生活者ノ
死亡率ガ受刑拘禁者ノ死亡率ヨリ少數ナルヲ示シタル
モノトス

上表に就て見ると 自由生活者の死亡率に比し、各年
齡共、受刑拘禁者の死亡率が高い事が判る。従て受刑拘
禁者一般の保健状態が夫れだけ低下してをると云ふ事が
出来るのである。

殊に此表中にて最も注意すべき點は、五十才以上七十
才未満の老齡期に於ける受刑者の死亡率が自由生活者の
夫れに比し、甚だ多數である事と、更らに細別すれば六十
才以上七十才未満の此間に於ては、社會の夫れに比較
して二〇、二四以上にも達する多數を示す事である。

尤も此表の自由生活者と稱するは、日本全人口の六千
萬にも達する多數のと、受刑者全部と云ふても五萬―七
萬の比較的少數のとの對照である事、及び五十才以上七
十才未満の受刑者は多く累犯者で、壯年時代からの放浪
生活を續け、社會では生活に一定の節度なく、酒酒暴食等

不衛生の限りを盡し、刑務所内では微細行爲を意とする
事なく、責任年齢に達してよりは、社會生活よりも刑務
所生活の期間が却て長き様な者がある。所謂敗殘者の多
き事を特記して置きたい。

要するに、受刑者の死亡率は自由生活者に比較して一
般に高きと云ふ事は確實である。その原因は營養の不足
自由剝奪による精神的煩悶、寒冷を凌ぐ寢具衣服の不充
分、直射光線の不足等に基くは勿論なれ共、次の事も大
に原因してゐる事は疑を容れないのである。

(イ) 祖先又は父母より先天的に虚弱なる體質を遺傳
してゐること。

(ロ) 多く貧困、放縱、峻嚴なる家庭に養育されてゐる
こと。

(ハ) 罪跡隠蔽の爲めに非衛生的行爲を敢て爲すこ
と。例之貨幣を嚙下し、又は汚溝、糞壺に身を潛
むる等により疾病に罹る等の如し。

(ニ) 老齡期の受刑者にに刑務所の處遇が身に辛く感

ずること。

(ホ) 壯年期に放浪生活をして一定の節度のない非衛
生的行爲の爲めに、老年期の死亡率を一層高める
事。

次に受刑者となりて刑務所に收容さるゝ前の處遇、即
ち刑事被告人となりて、警察署の留置場に留置せられる
衛生状態を考慮するの必要があると思ふ。

六 刑の執行停止を受けたる者中疾病の爲 めに執行停止處分を受けたる者の病況 及其豫後の考察

刑ノ執行停止處分者區別及千分率表

年次	執行停止者總數		自己病患		受刑者平均	
	刑訴第五 百四十六 條第一項 第七 項該當	刑訴第五 百四十六 條第二項 第六 項該當	刑訴第五 百四十六 條第一項 第七 項該當	刑訴第五 百四十六 條第二項 第六 項該當	日現在人員ニ 對スル全上ノ 千分率	日現在人員ニ 對スル全上ノ 千分率
大正十二年	二二三	一一三	一一一	一一一	五、三七〇	五、三七〇
大正十一年	二四三	四三	二二〇	二二〇	五、七〇〇	五、七〇〇
大正十年	二四二	一九	二二三	二二三	五、二二〇	五、二二〇

大正九年	三一七	三四	二八三	六、三〇〇
大正八年	三二二	三四	二八八	六、一〇〇
大正七年	四三六	四六	三九〇	八、二〇〇
大正六年	二九二	三一	二六一	五、八〇〇
大正五年	二三七	二五	二二二	四、八〇〇
大正四年	二六〇	二八	二三二	五、〇四〇
大正三年	三〇八	三三	二七五	五、七三〇

備考 大正九年以前ハ第一項乃至第七項ノ區別ニ關スル統計
ヲ欠クヲ以テ大正十二年乃至十年ノヲ其點トシテ計出
シタリ。

上表に就て見るときは、刑事訴訟法第五百四十六條に
於ける恩恵を受けて刑の執行を停止されるものは毎年三
百人内外もあるが、同條第一項の自己の疾病の爲めに此
處分を受けるもの全執行停止者數の九割以上の多數を占
めてゐる。

疾病によりて前の執行停止を受けた者の出所後の疾病
の狀況及其豫後は如何なるかと云ふに、甚だ憂慮すべき

ものがある。即ち致命且夕に迫り、己れの死を刑務所内にて遂げるか刑務所外にて遂げるかの差のみに見える事と、その病氣が肺結核とか腦溢血等の治癒し難いものが大多数である事である。

故に當局が刑の執行停止處分を受けしむるに當つては本人の境遇、引き取る人の境遇、資産の状況、出所後の融和状態等を考慮せられる事を希望する。

病氣によりて刑の執行停止を受けた者は所外に出て比較的短時日の間に死ぬと見做せるから此執行停止者は其年内に於ける死亡者と認めて算定し様と思ふ。此の執行停止者を死亡者と見るときは受刑者の死亡率は尙を一層多くなるのである。今刑務所の死亡實數と此の停止者數とを對照すると左表の通りとなる。

死亡實數及疾病ニ依ル對照表
刑ノ執行停止者數

年	死亡實數	疾病ニ依ル執行停止者數	計	平均一日收容受刑者數
大正三年	一〇六六	二七五	一三四三	二四、九八
四年	九二〇	二二二	一一五二	二二、三四
五年	八五七	二二二	一〇六九	二二、〇四
六年	九〇五	二六一	一一六六	二三、四六
七年	一四七一	三九〇	一八六一	三五、一二
八年	一一一六	二八八	一四〇四	二六、二三
九年	一〇〇五	二八三	一二八八	二五、七〇
十年	七一七	二二三	九四〇	二〇、四七
十一年	五七〇	二〇〇	七〇〇	一六、四七
十二年	四四七	二〇一	六四八	一六、二三

相争ふべきは大に争ふべし、しかも相互に理解して、其の争を君子たらしむるは善等の忘るべからざる所。たゞ其の醜所惡所を摘發するを知つて其の差所長所を認容すのを知らず此に於て其の争ひや横狂に失すこれ君子人の避くべき所なり

プロベーション(監察制度)の發達 (二)

ニューヨーク州ナショナル・プロベーション・アソシエーション主席

チャールス・エル・シュート

K · N 生 譯

プロベーションが犯罪を防止しつゝあるや否の疑問に關する最も善い解答は今迄に得られた結果を指示する外はないのである。プロベーションを監督する掛の委員を有つてゐる前記のニューヨーク及びマサチューセツツの二箇の州によつて報告された成績のパーセンテージは巧みに組織せられたプロベーションワークのどんなものであるかを示してゐるのである。プロベーションの制度は凡ての犯罪學者並びに譯の分かつた裁判官によつて裏書されてゐるのであつて、プロベーションに對して向けられた非難はその過激ある怠慢な行方方に對してであつて、

方法その者に對してはなかつたのである。今はプロベーションの適用の好成績を得た一々のケースを擧げてゐる暇はないが、プロベーションヲフヒサは誰れでも澤山の實例を供給することができるのである。多くのケースについて監察を解かれて後數年間の結果を研究した所、プロベーション(被監察者)の六十乃至七十五パーセントは全く改悛して正道に入つて行つたことか明かになつたのである。予は今演壇に立つて犯罪の分野に働いてゐる人々を前にして殊更に成功したプロベーションの方法を述べんと

するものではない。監察事務は已に其自身の獨特な技術を獲得しつゝあるのである。それは或點に改作の試みられた社會調査 (social investigation) とケースワークの技術なのである。然しながらプロベーションのケースワークはあらゆる手段を盡くしてプロベーションナー (被監察者) とその家族とを物質的に扶助せんとしつゝあると同時に、何を措いても先づプロベーションナー自身の精神上の福利並びに發達を謀るに意を用ひるのである。肝心なのは監察官 (プロベーション・オフヒサー) の親しみのある感化と指導とである、之が爲めには出來得るだけ屢プロベーションナーに接觸することが必要である。且つプロベーションナーの正規の報告だけでなく、プロベーション・オフヒサーが屢その家庭を訪問することが必要である。單に報告や監察上の訪問ばかりでなく、プロベーション・オフヒサー 自身の心からの奉仕忠告とあらゆる扶助が プロベーション・システムの眞の力なのである。

多くの州に於て必要なプロベーションの擴張をする場合に心すべき重要事は、特殊な犯罪といふことは決してプロベーションの施さるべきや否の眞正な判断條件となるものではないといふことである。犯人が重罪 (felony) の有罪宣告を受けたか將た又輕罪 (misdemeanor) の宣告を受けたかといふことは比較的重要な事ではないのである。犯人の年齢の多少及び彼が所謂「初犯」 (first offender) なるや否も決定的な要素ではないのである。プロベーション・オフヒサーの助を借りて判事が箇々の事件 (ケース) について決定すべき問題は、犯人がプロベーションの下に在りて改善せらるべき可能性を有するや否や及びその場合に社會の脅威とならざるや否の問題である。環境、心的態度、履歴、及び本人眞實の性格等が重要な要素なのである。是に於てか最良の監察法規 (Probation Law) といふものは煩瑣なる制限によつて裁判所を制肘しないものでなければならぬ。此の點に於て犯人の年齢犯罪の性質を顧みず犯人をプロベーション

に付する全權を裁判所に與へたるマサチューセツツの最初の法規に優る監察法規は未だ嘗つて制定せられなかつたのである。實施以來四十年間マサチューセツツに於ては此の法規に對して重大なる非難はなかつたのである。ニューヨーク州に於ては實際上には無制限なる權力が判事に與へられてゐるが、未だその權力の濫用されたことを聞かないのである。

監察制度の大なる缺點といふのは立法上の缺點ではなくして、むしろプロベーション・オフヒサーの員數の十分で給料の少ないことである。此の事は例外といふよりも常例となつてゐるといふて可いのである。

プロベーションの成は一に凡ての裁判所に善く訓練された資格の十分あるオフヒサーを多數に使用することに繫つて存するのである。然し餘りに多う過ぎては良好な結果は得られないのである。ニューヨークでは普通の矯正院に於ける收容費の十七分の一乃至十八分の一でプロベーションが善く處辨せられ得ることが發見された

のである。之を見るとプロベーション・オフヒサーの使用は公共經濟の最良方法であることを知り得るのである。

此の論文の初めに當つて言つたように近代の犯罪の觀念は犯人自身並びに環境の有つてゐる犯罪の要因を各ケースについて舉示することを要求するのである。此の特性舉示は犯人が裁判所に引致された時に行はれなければならない。かくして犯罪の原因に對抗し、且つ場合によつては犯人を改善せしむべき個別的な處遇が見出さるので、由て以て初めて公共の利益が最も善く防衛せらるるのである。プロベーションの制度は各ケースの査定に必要な社會調査を供給し、各ケースに於けるプロベーション・オフヒサーの勞務を通じて個別的な處遇を與ふることになるのである。此の方法はその使用されたケースの大部分に於て有效なことが發見されたので、且つ之が最も大規模に實施されてゐる州に於ける結果はアメリカ全土に亘りて廣く之を適用することの利益を指示してゐるのである。

プロベーション・システムの背後に在る理想は決して瞬時たりとも目から離してはならないのである。此の理想はその本質は宗教的レリジヤスなもので、凡ての人間の靈魂の重んずべく、たとへ如何に墮落したものと雖他の親切と信任に感動すべき尊きひらめきとも見ゆる善心は内に潛んでゐるのであるといふ主義の上に築かれてゐるものである。

(丁)

左に添へて掲ぐるものはシカゴ市の主任監察司ジョン・ダブリウ・ハウストン氏(John W. Houston, Chief Adult Probation Officer of Chicago)の論文中より數節を抜萃したものである。

『プロベーション・ロー監察法(Probation Law)』は其行爲を改善するの機會を被告に得せしむる爲めの法定の方法を判事に與ふるの目的を以て可決されたのである。而してプロベーション・オフィサーは法律並びに判事の命令の行はれたるや否を監視し且つその職權と徳化とを利用し被監察者の行狀を改善せんがために任命せられたのである。

中に此の法律を有つた州にして之を廢止したものは一州もなかつたのである。

プロベーションは重大な事柄で決して輕々に取扱はるべきものではない。若し此の主旨によつて檢事並びに判事が實行したならば、吾人の成年に對するプロベーションの管理についての不平はない筈なのである。

予は多年の経験により少年のプロベーションの成功の秘訣は彼等をして斷へず職業に就かして置くことにあるのを發見したのである。由て此の目的のために予は職業紹介所(Employment bureau)を設立し、非常なる好結果を收めたのである。之に由て多くの男女の少年並びに成年男子に割の好い常用仕事を與へることができたのである。

成年の監察は之に關する法律の施行と共に發達して、この九年間に四萬二千件以上を取扱ひ、且つ常に二千五百件より四千五百件に至る實際の事件を取扱つてゐるのである。

有識者にして近代の犯罪學を研究したものは何人も、重罪の初犯者又は兇暴性を帯びざる輕罪犯人をプロベーションに付するの利あることを拒むものはあるまいと予は想ふのである。

プロベーションは成年者其他の金錢私消罪の場合には甚だ有用なもので、好成績が得られてゐるのである。更に良好な結果を收め得たのは輕微な犯罪についてであつて、監察を破つた(Violation)ために矯正院に收容せらるゝ程不良なものは5%よりも少なかつたのである。

プロベーション・システムは初めは、已に檢事によつて提供された智識に加へて、事件に關する智識を判事に供給せんがために企畫せられたものである。此の方法によつて判事が審問に際して見出す能はざりし幾多の事實が分明になつたのである。

成年に對する監察は現在(一九二二)合衆國の二十六州及びワシントンのコランピヤ區に實施されてゐる(いづれも人口の多い文化の高い富有な州である)。一度法命

イリノイズ州(首府シカゴ市)に於ける成年監察の九年は充分にその價値を宣傳し得たと予は信するのである。それは多くの人々の行狀を改善せしめ名譽を傷けずにする手段となつたが故に成功したと言つて可いのである。それは幾千弗にも達する金錢財産を所有者に取戻す手段であつたのである。それは數千の被告を收監することの代りに、彼等自身並びに家族のために賃金を得らるる職業を與ふる手段となつたのである。

この法律は貧富を問はず、未成年を問はず萬人一様に公平に行はなければならない。僅かな財布をすつた挿兒も、食料を買占めて生活の必需品に對して市民をして三倍の高價を支拂はしむるような富んだ投機師も、區別をつけてはならないのである。

所謂「罪波」(Crime Wave)なるものは一時の現象で過ぎ去つて了うであらう。然しながら我等が我等の少年をその行くべき道に導いて教化訓練し、立憲的な法の力を尊敬するの風を養ふにあらざれば、決して犯罪を最低度

に減少せしむることはできないのである。更らに商人、
實業家、銀行家が彼等の凡ての行爲取引に於て善く法律
を遵奉し範を他に示すようにならなければ、吾人は決して

エフ・エツチ・ワインズ氏原著

エルマイラ・システムに就いて (三)

安 齋 保

三、その内容

緒言——感化及び感化能力——不定期刑論——不定期刑史——
一點教制——等級制——假出獄制——エルマイラ思想——感
化刑は刑罰なりや——結論

エルマイラ感化院の組織並に之が基礎たる法律中には
絶対に新らしいと云ふべきものは一だにない。其新らし
いと云ふべき點は寧ろ個別的に其效用を認められ來つた

諸原理を組合せた點及び同感化院に於て右の諸原理が受
刑者感化の熱情殆んど天才とも稱すべき士によつて適用
せられた其強力なる熱心と云ふ點に存するのである。勿
論或程度迄無意識的ではあつたらうと推測されるのであ
るが其用いた手段方法は既に久しく少年犯罪者に對する
感化院に於て行はれて居つた所と酷似して居つたのであ
る。實に成人も亦畢竟するにヨリ大なる教育を遂げたる

兒童に外ならず、從つて少年時代の者に對して成功した
手段方法は、必至的にモチフイケーションを加ふ可きで
あるが、恐らく少年時代の者と同一程度とは行かぬであ
らうけれども、成人の場合に於ても尙ほ成功するものと
言はざるを得ないのである。彼のオーストラリヤの發明
に係る點數制や等級制や出所許可は既に英當局の認め來
つた所であり、(後出譯者註參照)英は又北米合衆國より
初級在監者に對し晝夜獨居房中に拘禁するペンシルバニ
ヤ制及び中間階級者に對し夜間獨居晝間勞作場に於て勞
役に服せしむるオーバン制を共用したものである。愛蘭
士に於てはサー・ウオルター・クロフトンは更に一步を
進めて、出所許可を與ふるに先ち、受刑者先づ條件附解
放を許容するに適するや否やに付實際上の吟味を加へた
のである。(後出譯者註參照)凡て如上の思想は、オース
トラリヤ及び大ブリテンよりエルマイラ・システムに輸
入せられ、以て事實上同感化院の基礎を爲したのである
が、同感化院には更に尙ほ一の點が附加せられ、其結果

全体上驚異すべき活動力を生ずることとなり、眞に同シ
ステムの特徴的形態を爲すに至つて居る。そは何か。曰
く所謂不定期刑がそれである。

此點に於て感化並に感化手段に付き些か考察を爲す必
要がある。

抑々感化の構成要件は何であるか。感化とは必らず
も宗教上の改心を必要とするものでない。感化は改心の
遙か此方に止まる可きである。然しそは又道理ある合法
的又は社會學的期待の凡てを満足せしむる程度の慣習並
に性向の變化であらねばならぬ。此點に付畏敬すべきベ
ントビル刑務所の牧師バート氏は適切にも次の如く言ふ
て居る。

「刑法々典の目的とする結果は、其動機如何に拘らず、犯人
が其悪性を法の規定する制限内に抑制するに至つたとき達成
せらるゝものである。而て此の結果を生ずるは次の三箇の勢
力が多少明瞭に作用するものである。第一にそれは宗教上の改

心の一結果であり得る。第二には犯人の徳性の一般的改善より生ずることもあり得べきである。更にそれは又慎重なる熟慮又は威嚇、豫見の結果たる場合もあり得る。余の考ふる所を以てすれば實際の改善が、専ら前記諸原因中の孰れか一つによつて達成せらるゝことは稀である。通常の場合には数箇の勢力が共同作用に出ずるものであつて、勿論各個の場合に孰れか一の動機が主となることもあるも、要するに一の動機は無意識的に此の動機となるものである。兎に角其孰れの場合たることを問はず、其結果は即ち感化である。

彼は更に次の如く附言して居る。

「感化せられたる犯人に於て、罪を犯すことなき敬神又はストイックな堅忍を期待するは道理なきことである。嘗て慣習犯人たりし者、時代の一般的誘惑の抑壓の下に、時代の一般的徳性標準を示すとき感化の稱を受くるに足る結果ありたるものである」。

統治の目的より謂へば犯人が何等か更に新なる刑法違反によつて再び逮捕せらるゝの要なく、再び審理せらるゝの要なく、再び之を刑務所に繋ぐの要なきに至りたる

とき犯人は感化せられたりと謂ふ可きである。

右の結果が達成せらるべき作力には三ある。即ち労働教育及宗教がそれであつて、これ人類資性の身体的、知的、道德的分業に照應するものである。去り乍ら人類資性の渾一なる、個体存在の一部に感ずる勢力は、直接、間接に個体其者の全体に感ぜらるゝものである。而て宗教、労働、教育、三者其關係の緊切なる、時として彼等は殆んど同体異名の感あるものである。労働並に信仰は共に教育的作力である。知的發達も倫理的發達も労働なくしては不可能である。そうして信仰は各人に對し自己の訓練努力によつて、其賦力の許す限度に於て自己の爲めの、又社會の爲めの大部分を作る可きことを要求するのである……

(譯者) 以下ワインズ氏は各の三作力に付夫々説明を加へ

て居るが、唯教育の点で刑務所の學課中特に重んず可きは
① 法律學 一般的に行爲の法則として、又特に其犯罪に對する關係に於て ② 國家行政、其必要と效用 ③ 經濟學、殊に労働問題と正當なる富の蓄積に關する方法に關係を持しつゝ

(4) 實踐管理學、又は社會人の相互の權利義務の大要を教ふることであると述べて居る以外には別にこれは……と言ふ程の事もないから省略してマツト頁をはぐつて同システムの最も特徴ある部分——不定期制の説明へと移つて行く……

不定期刑に關し上來考察する所が自明でないと言ふならばそれは直ちに明瞭にすることが出来る。抑々犯罪は犯人の社會制度に反する度であり、又之に應化すること能はざるの度である。今若し社會制度にして偶々誤れるものならんか、犯人も亦正當たることあり得べきである。

然し乍ら彼犯人は其孰れの場合たるを問はず自己の行爲に基く結果を受忍しなければならぬ。社會が犯罪者に對して要求する所は服従 (submission) である。刑法の命ずる所は個人意思を社會全体の意思に一致せしむるが如く、然かく服従又は變更せしむることにある。服従は舊時代の觀念であつた。併し自ら之を變更するは新しい觀念である。受刑者は例外的強力意思の所有者であるが故に危険なりとの理論より發した彼の受刑者の意思

を破壊せんとする努力、それは舊時代の觀念たるに過ぎぬ之に反して犯人は獨立自制の能力なき弱者であり、従つて犯人に對しては力、即ち惡への力ではなく、善への力を與ふ必要がある者であるといふ、前者と正に反對の事實を以て眞理なりとする確信を開發説得せんとする努力、之は新らしい觀念である。されば犯人は拘禁の状態に於て、其實際の狀況及び缺陷に適應せる所遇を與ふる爲め、何が其犯人の特殊的缺陷であるか、換言すれば其缺陷は身体上のものであるか、將又心意的又は道德的構成に於ける缺陷であるかを發見する爲め研究せらるゝことを要するものである。然し乍ら犯罪者の一致協力なくしては如何なる所遇方法と雖も最善の結果を齎らし得べきでない。従つて之が爲めには受刑者自ら好んで之に應ずべき適當なる動機を不可缺とするのである。犯人は平均してエゴイストであり、賢者上長者の忠告及び保證よりも、自己の邪曲の本能に、より忠實なるものである。彼平均犯人 (average criminal) は容易に脱却し得

ざる慣習の奴であり、道徳的に覺醒し、眞人間たるを欲せず、否自己を向上し、自己の過去を愧ぢ悲しましむべき凡ての勢力に反對するものである。尋常一様の説得の如き、大多數の場合犯人の棄て、顧みない所である。唯彼を動かすに足る唯一の動機、それは自由の希望である。

自由の希望、それは受刑者の腦中に永久に湧出する所のものであるけれども、通常の場合に於ては漠然たる赦免又は逃走に便な機會の期待なる形式を採るものである。そこで若し受刑者にして斯の如き期待が抑々誤れるものであつて、受刑者は既に社會が自己を恐怖すべき何物をも有せぬことを己を監視する官吏に明瞭にしさへすれば即刻解放せらるゝと云ふ確信を抱き、そうして右の事實は在監中の自己の所爲によつて信ぜしめ得ると云ふ確信を抱くに至れば其瞬間より受刑者の意思は得られ餘餘のことは比較的易々となるものである。マコノキー (Macnochie) の言つた様に「人が自分の刑務所の鍵を持つて居ると直きに錠にあふ様に説得されるものである」。され

ば不定期刑は受刑者の犯罪性滅滅の可能を前提とし、此犯罪性滅滅の爲め適當にして忠實なる刑務所管理者の手中に正に之に必要なるレバ、^{レバ}を與ふるものである。それは單一の道具たるに過ぎぬ。若し之にして使用せられざるか

乃至其使用方法を知らざる者の手にあらんか、何等の價値をも有せぬものである従つて其自体何等の感化力を有するものでなく一の死物である。その實質力は曩に吾人が命名した感化作力 (reformatory agencies) — 勞働、教育及宗教にあるのである。若し右の感化作力にして行使せられんか、不定期刑の下に於けるが如く定期刑の場合にあつても同一の効果を生ずべきである。二者其異なる所は唯後者にあつては受刑者が其等の行使を拒否せないのみならず、自ら進んで之を適用するに至るべき點だけである。されば不定期刑こそ受刑者を感化作力の行使に最も有利な状態に、犯罪性治療に最も有利な状態に置くといふ可きである。

不定期刑の概念進化史は興味深きものであり又吾人に

教ふる所多きものである。抑々刑罰は不法行爲に對する自然的であつて、彼の應報主義が人類最高の思想であつた社會進化の初期の時代にあつては應報は自己の手によつて受けた害惡と正確に同一なるものを公又は私の敵に復歸する事を意味して居つた。そうして此同一のものなる點に於て此特定した範圍内の變更をすらす之を許さなかつたのである。次に損害賠償が應報の間接方法として當事者双方に全体上、より満足なものと認めらるゝに至つて、加害者より被害者側に代償を支拂ふや否やは當事者間の契約事項とせられ、其支拂はるべき額は些の増減をも許さない定額 (fixed sum) であつた。次て國家が私人間の鬭争に統整を與ふるに至り、罪人に科した所は定刑 (fixed penalty) たりし死刑であつたか又は通常の場合或る他の一定量の損失 (definite amount of loss) 例へは一指又は一眼の喪失又は一定數の笞杖刑であつた。其後政治制度の分化に伴ひ遂に司法權の分立を來したのであるが、記憶すべきは自由刑そのものは世界史上最近

世に至るまで犯罪に對する刑罰ではなかつたことである。自由刑は拷問と同じく伸縮性に富んだ刑罰 (elastic penalty) であり、短縮又は延長の出来るものであつた。其一定時に於て之が期間を定むる權は孰れかにあらねばならなかつたのである。

最初此權力は立法府の保有し、行使する所であつた。絶対的刑罰 (Absolute penalty) は本則であつて——即ち刑を加減すべき事情の有無に拘らず特定を行爲に對して定期の自由刑を科し又は法典中に斯の如き加減の事情の眞價を定義し評價せんと試みられたのであつた。凡ての初期の刑法々典は定刑を有する固定法典 (fixed code) であつたのである。

然し乍ら定期刑の害惡は之を掩はんとする者の眼にも又久しく之を掩ふことを得なかつたのである。就中立法團體か、犯人の故意と其犯した害惡の程度と云ふ二重の標準によつて評價せらるゝ幾多罪過の程度に應じ、適正に刑罰を量定し得ると云ふ豫想の如きは其不能なること

明かである。かるが故に立法者は其自ら不能と感じた仕事より引退きて、定められた長期短期の範囲内に於て現實に刑罰を科する廣汎な裁量權を刑事裁判所に歸屬せしめたのであつた。少くとも北米合衆國に於ては立法者の傾向は次第に長期を短縮し、短期を除去せんとするにある。

茲に於て問題を生ずる。即ち裁判所は事實上今日迄如何に此責任を果し來つたであらうか。先に述べた困難は決して除去せられたのではなく、唯單に移轉せられたに過ぎないのである。惟ふに裁判官は自己の面前に顯はれ來つた凡ての證據によつて、罪過と之に科すべき苦痛との評價を根氣よく訂正し得る。又被裁判官は大多數の場合、兩者其間の平衡に或程度迄の近似値を保證するに足る正確さを以て罪過に苦痛を割當て得るものだ。斯ふ假定されたことは疑ふ餘地の無いことである。併し此期待は果して今日迄實現され來つたであらうか。否之期待は極く割引した所が不合理なものである。今假りに姑く罪

しいコントラストを示した例は凡ての行刑當局者の經驗上無數にある所である。斯の如きコントラストは受刑者の胸裡に存する正義感を激怒せしめ、法に對する尊敬の念を減ぜしむるものであり、從つて又法に服從する性向を減ずること甚だしきものである。余は幾多の實例に代へてイリノイス州に於ける一例を擧げて見よう。嘗つて同州に於て二人の陪審員が、各自通謀の上同夜同一店に於て窃盜を働き、各別に有罪の判決を受けた二人の窃盜被告事件に列席した。處が被告人の内一名は一年間の懲治刑に、他の一人は三年間の懲治刑に處せられたと云ふ。處が第十一回北米合衆國勢調査に於て各州間の刑期の不平等に關し集計せられた證據——勿論隣接各州にして本質的に政治並社會狀態を同じくした場が多いのであるが——に至つては更に甚だしきものがある。即ち或州に於ける平均刑期は、凡ての犯罪を通じ、他州のその二倍を超過して居ることが分明したのである。更に其細目に亘つて各箇の犯罪に對する刑期の不一致を見ると實

過と之に科する苦痛との正當な量定が人類に可能だとし、如何に長期間に亘り精査を遂げた刑事の審理と雖も各個の犯罪行為に参加した凡ての事情——即ち受刑者の行為を標徴し統制する受刑者の能力、又は犯罪行為に誘導した特殊の誘惑又は制裁の抑壓によつて測定せらるべき受刑者の法律上及道徳上の責任の正確なる度、個人社會とに加へられた損害の正確なる度、減刑の言渡中に包含せらるる社會への正確なる脅威——を明かにし得ると期待せらるべきものであらうか。若し然らずとせば否更に若裁判官が感情に驅られ乃至又ムラ氣であつたことが證明せられ、又は刑罰の裁定權が陪審員に附與せられて裁判官には之れ無かつたとすれば、如何にして個人に對する刑の量定に甚だしき不平等不公平を避け得られたであらうか。否、斯の如きは從來決して避け得られなかつたのである。數個の裁判所又は同一裁判所に於て日を異にして有罪の判決を受けた受刑者が同一又は數箇の犯罪に付合然刑期を異にした刑に處せられ、而も其間に著

に驚嘆するの外はない、これは若し過失にするものとすれば、寧ろ裁判所の過失によるもので法律の過失とは考へられぬのである。兎に角外形上には特定犯罪行為に對する定期刑制度全体の罪に歸すべきである。

譯者一例へば Eugene Smith, Independent, 28: 1023—4

May 11, 1905 によると當時窃盜罪に對する最も重き刑はルイヂアナにあつては二年の懲役でありコンネチカウトにあつては二十年の懲役である。又低證罪のそれはニューハムプシヤイヤーに於て五年メーンに於て無期ミズリーに於て死刑である。處がデラウエヤーにあつては五〇〇至二〇〇〇弗の罪金といふことになつて居る。偽造罪に對する最も重き刑もデラウエヤーに於ては三年の懲役、紐育に於ては無期懲役である。又放火罪に對する平均刑期はアルカンサスの二年からロードアイランドの十七年中に及んで居り、夜盜罪のそれはニューメキシコの一年中よりデラウエヤーの八年四月に、強盜罪にもつてはデラウエヤーの一年九月よりアラバマの二十二年に及んで居る。以上の如き刑期の差異は實に凡ての範疇の犯罪に及んで居る。

凡ての定期刑は過不足の點に於て不適當と見る可きであ

る。定期刑は便宜なものでもない。短期自由刑は大多数の場合懲役に對する無關心といふこと以外に何等のインプレッションをも與へないものであり、そうして *penitents* 又は *repenters* 又 *revolvers* として知られた微罪累犯者階級を生ずるものである。彼等は連続的に刑務所に出入するもので、彼等に對しては刑務所は之れ生活の本據と化し去つて居る。シリキーケリー (*Silly Kelly*) と稱する男は一八七二年八十二歳の高齡に達してエチンバラで死んだのであるが *drunkenness* 其他の微細な犯罪の爲めに所罰せらるゝこと實に三百五十回に達して居る。フレデリキ・ヒル氏は其職務上のリポート中に千犯以上刑に處せられた男のことを書いて居る。又ブラツクウエルア、イランドの紐育市立養育院 (*New York City Workhouse*) の院長は昔つて著書に斯う語つた。當院には斯ふ言ふ受刑者が居る。彼等は連続して犯罪を犯し *drunkenness* の罪名の下に三十日なる劃一的期間の刑に處せられた。處か彼等が其刑を了へて市に歸へると

病との間にはアナロギーがあるので或は然か言ふのは極端であるかも知れぬが、吾人の現在の問題に對しては事頗る有用なことである。

假りに懲報主義の理論は姑く之を措くとするも何が故に犯人は一定刑期間に限り刑務所に送られねばならぬのであるか。これ精神病者を其知覺精神の喪失の爲め病院に送ると其理を異にすることなのである。抽象を満足せしめんとする彼の成功到底覺付かなき試みによる受刑者を不斷且長期間觀察し來つた専門家の判斷に基き受刑者が既に其犯罪的性格を改むるに至る迄社會の危険分子を隔離することによると、孰れが社會保護の上に、より大なる効果を齎らすであらうか。若しそれ刑法上の應報論に至つては吾人は只、一面に於て罪過の正確なる測定を得他面之に科すべき苦痛の正確なる測定を得るに非ざれば、到底犯罪、刑罰兩者其間の割合を定め得べきでないと言ふを以て足りて居る。何んとなれば斯の如きは吾人の見る所によれば到底不可能なことであるから

直ぐ酒を飲む。そうして其翌日再で罰せられる。當院の看守は服務規定によつて各月一日外出を許される。從つて此點に於て看守と受刑者と異なる點は實に後者が錠をかけるゝに反し看守は然かせられないといふ點丈である」と。之に反して長期の自由刑殊に無期のそれは、重大なる場合を除き、受刑者を失望せしむること甚だしきに過ぐるもの其結果受刑者より凡ゆる目的に對する理由ある期待をも奪ひ目的も刺戟もなき果かなき生涯に追ひ落すに至るものである。

定期刑は事實上應報的であり且刑の言渡前に生じた回復すべからざる過去の行爲の性質に其基礎を置くものである。從てそは決して感化的と言ふを得ないのである。之に反し感化刑は行爲者の性格に其基礎を置くものである。但し吾人は犯人の犯罪的性格の矯正を望むものであるけれども、之に要する時間に至つては丁度吾人が精神病者が其發作より治癒せらるゝに要する時間を告げ得ないと同様に豫め之を定め得ないものである。犯罪と精神

である。

以上の光に照し眺むるとき、現在の刑法の全基礎は倫理上醫學上、法律共に不健全なりと見ゆるのである。これ博學な三人の専門家が各其所見を發表するに至つたとき期せずして一致した所以である。

若し自由刑（或は罰金——但し罰金は理論上は刑罰として吾人の選擇し得る形式ではあるが、之は相當期間の自由刑に換算せらるゝものである）が唯一の補充的刑罰とせらるゝならば、吾人の選擇は唯定期刑を不定期刑のそれに代ふるといふ點にある丈である。

ホエートリー (*Archbishop Whately*) は一八三二ギグレイ伯 (*Grey*) に宛てた書簡中に斯く言ふて居る。

「自己の行爲によつて矯正院に拘留する必要があるに至らしめたる者は、彼等が再び犯罪を反響累行することなく生活し得ると言ふ確證を示す迄社會に復歸せしむ可きでない、然かくするを以て余は全く合理的なりと思惟する」。

譯者「定期刑に對し最初に反對の聲を擧げたのはダブリンの

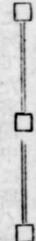
人キニトリである。(但し Enoch Barker によると不定期刑論に最初に秩席ある敘述と辯護を爲した者は George Combe (Moral Philosophy, 1835) だと云ふことになって居る。氏の刑罰哲學に關する梗概は The Utilitarian Basis of Prison Reform, 1921, O. F. Lowry, "Early Art of Punishment of Prison Reform" に掲げられて居る) 前掲書面に尙

は曰く——判事とし余か全体上最も望ましきものであると考へる此方法は嘗つてロンドン・レビニユーに於て暗示した所のものである。但し此方法は余の知る範圍内では未だ何處でも試みられたことが無いので即ち重き勞役に處せらるべき犯人に對しては一定量の勞働を要求し、各々適當なる一定の勞働を強制する。然し又此量を超えて受刑者は其欲する丈勞働することも許される。斯の如く言渡を受けた刑期より短き期間内に其勤むべき全勞働量を完成することにより在所期間を短縮し得ると言ふ方法である。……定期の懲役に處する言渡に代へて一定の職業に従事し、赦免後直ちに困らぬと認めらるべき金額を稼ぐべき旨の言渡をする。又服役中の受刑者の従順有禮謙讓なる行爲は、必要あれば以上の外に更

に對當的に賃銀を減額し従つて均禁期間の延長を來さしむるといふ刑罰の下に大いに獎勵せられねばならぬ。——ロンドンレビニユーの論文と言ふのは矢張り氏自身のものされたものである」(未完)

果斷の勇

先見の明あり。而し臨機の才を以て、これは斯ふなるから斯する、彼れは彼様なるに違ひないと、よく氣が付いても、よし！と敢然決行する果斷の勇氣がなくては、目的の寶庫を開かれぬ、時は止みなく進みゆく、世態事想は走馬燈の如く變轉して間斷がない。事をなすには徒らに躊躇逡巡してゐれば、機會はズン／＼去つて了ふ、そこを果斷の勇を以てビタリと決してゆくのでなければ切角握つた成功の鍵も掌中より亡り落ちる様なことになる。



□發明の年代

無線電信が一番最初に出来ましたのは明治二十八年頃で、伊太利人のマルコニイが發明したのであります、マルコニイの發明した無線電信は電波を利用したのであります、此電波を利用して無線電話をやらうと云ふことが各國の學者間に非常に研究されました。けれども、元々電信と電話とを較べて見ますと、電信は單に符合が遠方に行けば宜いのでありまして比較的簡單であります、電話は人の話を其處持つて行かなければならぬ故に、その發明は仲々困難でありました。漸く明治四十一年頃か

東京放送局技師長

北村政治郎氏 講演

放送無線電話(ラヂヲ)に就て

ら略々無線電話の可能性があると云ふ曙光が認め得られたのであります。

□電波の性質

倍て無線電話が如何なる方法でやられるかと云ふことを御話致したいと思ひます。最初電波に付いて申上げます、電波は電氣の波でありまして、現在無線電信或は無線電話に使つて居ります所の電波の打つ震動の数は、最も速いのが一秒間に約數百萬回で遅いのが一秒間に數万回或は一万回以下であります。是等の波は人の眼には見へませぬ、又皮膚にぶつかつても感じませぬ、併しながら色色の方法で是を見付けゆ

ことが出来るのでございまして、之を利用してしまして、無線電信なり無線電話が行はれて居る次第でございます。

電波の特性としましては光線に對する不透明体を多く突き通して行くことであります、板でも壁でも、硝子でも突き通して参ります、唯突き通し得ないものは金屬類であります、無線電話は此性質を利用してまして、針金を出して置きますと、其電波が針金にぶつかつて、一部分のものが其處に吸収されるのであります。

次に電波の速力は一秒間に約七万五千里ばかりの速さで進みます。故に此電波を無線電信無線電話に利用すれば、殆ど地球上に於いてはどんな遠方にも一つの部屋の中で普通の話しを傳へると殆ど同じ位の速さで行くものと考へて差支ないのがあります。

次に電波は八方方に傳つて行く性質を持つてゐるのであります、故に是の性質を利用して電波を或一箇所から發射します

と、遠近四方の人に同時に是を傳へることが出来ず。

電波を起す方法

次に電波を放送する方法は電氣を或金物の中で往復運動をやらせて其金物の周りに波を造るのであります。是は丁度水の中に竿を置きまして、其竿を動かしますと竿の動く通りに波が出るのと同じやうに考へて差支ない、次に電波が音響となつて聞える原理及び電波の放送に必要な真空管の構造に付き詳細説明ありたれどもこゝは略す。……(記者)

受信に必要な器械

次に放送を受けます爲には受信器が必要になりますが、色々なものが要ります。
○檢波器 受信器の本体となるものに檢波器と云ふものがあります、此檢波器には結晶檢波器と真空檢波器と二種ございす、兩方とも働きは入体同じやうに考へて

アンテナを取付る柱に碍子を一個入れないと、外の取付けた建物或は立樹に電氣が傳はつて、受信の成績が鈍くなります。
○地線 次に地線の設備が必要であります。地線はアー、と云つて居りますが、是は水道がありますれば水道管の所に縛りつけても構ひませぬ、又直径一寸位の銅線を五六本以上各々二尺位離して地面に突き刺して、上の方を纏めて一本のものにして受信器に導くのであります。

○電池 真空管を光す爲の電氣、それから真空管にプラスを與へる所の電池と二種類のものが必要になります。之をそれ／＼受信器につなぎ合すれば宜いのであります、唯鑽石にしても真空管にしても電波に對して調子を合せることが必要でありますので、多くの受信器には加減をする所の丸いものが附いて居りますから、其を宜い加減に廻して見れば何處かに引掛りが出来る所が出て來るのであります。真空管なれば更に其上に真空管の光らせかた、プラスの眞

よいのでありまして、結晶檢波器は極く簡單なもので、此頃多く使つて居るのに方鉛と云ふものがあります、是は極く安價であります。又黄鐵鍍をも使用します。此外に尙ほ色々なものがあるが、斯う云ふ結晶物一つ置いて、それに針金をくつ附けると此部分は立派に檢波器として働くのであります。

結晶檢波器と真空檢波器の性質に於てどう違ふかと云ふと、結晶檢波器は、非常に弱い電波には、少し／＼に／＼のでありまして、然し真空檢波器は非常に弱い電波にも感じ易いので可成り大きな音響を出すことが出来るのであります。之を何個も使用すれば思ふ存分益々大きな音響を出すことが出来るのであります、故に遠方において極く弱い電波を受けると、真空管の受信器を使ふ方が宜いのであります、近い所で受けるには結晶檢波器を使用しても宜いのであります。

受信器、アンテナ檢波器の外に開く所の

空の行けかたなど色々ございす。若し受信器を御買ひになるならば、それ等の受信器に付てどう云ふ具合にして使ふかと云ふことが説明があるものと思ひますからそれを御覽になると宜しい。
○高聲器 尙ほ受信器を使用する時に、受信器の代りに高聲器を使用することがあります。此高聲器は多く唯今は喇叭が付いて居ります、それから大きな聲が出るのであります、此高聲器は必ず真空管を使はなければ役に立たないのであります。真空管の放送無線電話を発信する所から極く近い所ならば真空管一つでも宜いけれども、少し遠方になれば二個或は三個を使ふが宜いと思ひます、東京市内或は郊外でありますならば可成り遠方でありましても現在の受信器で真空管を三個使つて二十尺三十尺のアンテナを張つて置けば八疊の間位では樂に聴くことが出来ると思ひます。

受信器及び空中線が必要であります、空中線は俗にアンテナと云つて居ります針金を一本でも、二本でも空中へ出して置きますとそれに電波が感じて、受信器に入り來ると檢波器に働かしまして、電波の一方を殺したのを受信器に通じますから受信器は電波と同じやうな電流が通じまして、聞へることになるのであります、アンテナは色々な形のものがあります。
アンテナは成る可く高い所に張るのが有效であります。何せかと云へば之を高くして置けば電波が是にぶつかる分量が多いからであります、併ながらさう高いものを無暗に使ふ必要はないので、東京放送局が夏以後に放送する所の放送を受けるには、東京附近では先づ高さは二十尺から三十尺のもので十分であると思ひます。
此アンテナは成る可く銅線か宜いので、銅線ならば太さ五厘以上一センチ以下のものが最もよくはないかと思ひます。一本でも二本でも宜しい。

受信器取扱の注意

受信器の取扱方法に就きましては、真空管を光らせ過ぎますと、中の線が切れます、又餘りに光らせると真空管の中で電子の運動が不規則になりましてぶつ／＼云ふ音が出て參ります、今一つは電池が悪くなると真空管が餘り光らぬやうになつて參ります、又受信器の中には鑽石が着けてありまして磁石でありますから、ぶつけますと磁石の力が弱くなつて來ます。故に出来るだけ靜かに取扱はねばならぬ。それから高聲器も同様であります。

今一つは夏になると可成り雷鳴がありまして高いアンテナを張つて置きます所には雷が幾分か感じて參ります、接近して居るとそれに雷が落ちないとも限りませぬから、雷鳴がありました時には成るべく地面から來て居る線かアンテナに附けてしまふことが安全であります。

□ 取付の費用

取付けの費用に付いて御話して置きたいと思ひます、鑽石檢波器を使ひます受信器でありますならば、受話器を付けて先づ十二三圓から二十五六圓位で出来ると思ひます、無論是は、賣買値段としてであり、アンテナの費用は私の家のアンテナは三十四尺に付きまして、六圓ばかり金がかゝつて居りますが、是もやりやうに依つてはもつと安く出来、更に上等なものになりますれば數十圓になるものもござい、結晶檢波器でも四十圓から五十圓位のものもあります、それで鑽石を使用する受信器は全部で三十圓から五十圓位であります。

真空管の受信器などは真空管一個と受話器を付けたもので、四十圓から六十圓位は自分のアンテナに又自分の方から電氣の騒動が起つて来るので、是を使つて居る所の近所の人は其電波を又受けることになり、す爲に非常な妨害を及ぼすのであります。

□ 放送のプログラム

唯今放送局で始めますことは、日中は天氣豫報、其他の警報、社會の出来事、經濟事情、又は或種の取引所の相場物價又は講演等であります、唯夜の一時乃至二時間だけは、娛樂本位のこと例へば音楽を入れて置きますが、出来るだけ總ての家庭に遣入りましたも差支ないどなたが聞きになつてもまづくないものを又子供さん達が聞かれますしても少しも悪い氣分の起らないもをやりたいと考へて居るのであります。

七月より本放送

東京放送局が唯今放送してゐるのは仮放送で弱い電力を使用してゐますから、

かゝりはしないかと思つて居ります、其他州とか山梨縣の山の中なれば高嶺のものが電池が必要でありましてそれも種類は色々あるが、十圓から二十圓、場合に依つては三十圓かければならぬかと思ひます、それでアンテナが之に、遣入りますから七八十圓位の金がかかるのではないかと思ひます、今少し先になればまだ安く出来やしないかと思ひます、真空管を二個以上使ふ機械になりますと相當金が高くなりますが、真空管を二個使ふ受信器ならば先づ電話と電池等を付けて百二十圓から百六十圓位の見當でないかと思ひます、是等の受信器に依りて遠方受けるには電波の効力は段々弱つて参りますから、感度の強い高級の受信器を使用せなければなりません。然し東京附近ではさう高級の物を使ふ必要はないかと思ひます、或は信

□ 逓信省の監督

つい最近までは逓信省の檢定を受けた受信器でなければ、使用出来ない規定がありました、二月の終り幾分かの改正が行はれて、逓信省の檢定ある受信器は無論宜い、それ以外の私製品でも差支ないことになりました、其他檢定以外の製造業者の造つた受信器も多くの場合には差支ないやうになつて居ります。唯普通の放送を受ける爲には、放送波長より長いもの及び再生式のものには、許可せぬことに定められて居りますものは許可せぬことに定められて居ります再生式のものには一つの真空管に依つて、電氣を採ることを何度でも繰返して、非常な大きな聲を出し得る頗る重寶な方法でありますけれども、唯此再生式を使ひますと、

京から三四十哩或は五六十哩しか行かぬものと思ひます、本當の放送が七月から始まると百哩以上は行けませんから東京附近で聽くには今日よりも遙かに樂になつて来るだらうと思ひます。茶話會席上に於ける講談速記抄載……文責記者

司法省來年度の新事業

政府は財政方針確立の參考として、來る十五年度に施行せんとする新規計畫の要目(額を含まず)を各省に對し報告すべきことを求めて居たが、司法省からは左の六項を同答した

- 一、商事調停法
- 二、司法警察
- 三、冤罪者に對する補償制度
- 四、陪審制度實施に要する建設物
- 五、司法官の待遇改善
- 六、東京及び大阪に地方裁判所各一ヶ所増設

大正十四年二月中入出所並月末在所人員

(△ハ減)

受刑者	入所	出所	現員	前月末日		前年同月		增減
				現在	末日	現在	末日	
受刑者	三、三六	三、八五	三、四四	三、三六	三、〇九	三、三六	三、八五	△
刑事被告人	三、三三	三、六九	三、五九	三、三三	三、〇三	三、三三	三、六九	△
勞役場留置者	一七	三三	三、七一	一五	二、六三	一四〇	三、七一	△
乳兒	一〇	三	一五	一七	〇	〇	一五	△
總計	六、六五	六、五八	六、二四	六、二五	六、一三	六、〇五	六、六五	△
男	六、六五	六、五八	六、二四	六、二五	六、一三	六、〇五	六、六五	△
女	九、五九	二、〇五	三、〇六	九、五九	一、〇七	一、〇七	二、〇五	△
計	三、五七四	六、七一	六、三〇七	三、五七四	三、九七九	四、〇四	三、五九	△

備考 內朝鮮人受刑者男三五二人、刑事被告人男二六人、女一人、支那人受刑者男五八人、刑事被告人一二人、英吉利人受刑者女一人、露西亞人受刑者男一人、刑事被告人一人あり

叙任辭令

任看守長給九級俸
 小田原少年刑務所勤務ヲ命ス
 千葉刑務所勤務ヲ命ス
 浦和支所勤務ヲ命ス
 給五級俸、死亡
 月俸七〇圓給與依願免本官
 行刑制度調査委員會書記ヲ命ス
 同上書記ヲ囑託ス
 任司法屬給八級俸行刑局勤務ヲ命ス
 任看守長給七級俸豐多摩
 刑務所勤務ヲ命ス
 任保健技師十級俸下賜
 盛岡少年刑務所兼盛岡支所勤務ヲ命ス
 任司法屬月俸七〇圓給與
 行刑局勤務ヲ命ス
 任看守長給九級俸神戶刑務
 所勤務ヲ命ス
 給四級俸滋賀刑務所勤務ヲ命ス

司法屬 榮 茂 慶
 看守長 榎本 高義(浦和)
 同 牧野 研正(小田原)
 同 間山喜代太郎(青森)
 同 中山勘左衛門(滋賀)
 司法屬 神本 直助
 司法省 長 山 始
 事務囑託 靜 都 與 良
 司 法 屬 豐 島 好
 保健技師 多 田 隈 久(巢鴨)
 前橋供託 山 田 正 義
 局書記 遠 藤 順 一
 刑事局雇 齋 藤 宇 作(京 都)
 看守長 出口 米 吉(京 都)

京都刑務所勤務ヲ命ス
 依願免本官
 高松刑務所勤務ヲ命ス
 姫路少年刑務所兼姫路支所勤務ヲ命ス
 補奈良刑務所長
 補滋賀刑務所長
 神戶刑務所勤務ヲ命ス
 巢鴨刑務所勤務ヲ命ス
 小菅刑務所勤務ヲ命ス
 給五級俸三池刑務所勤務ヲ命ス
 給五級俸橫濱刑務所勤務ヲ命ス
 月俸七〇圓給與網走刑務所勤務ヲ命ス
 月俸七〇圓給與熊本刑務所勤務ヲ命ス
 動務ヲ命ス
 鹿兒島刑務所勤務ヲ命ス
 任看守長給八級俸網走刑務所勤務ヲ命ス
 任看守長給八級俸新潟刑務所勤務ヲ命ス

同 伊藤 助 秀(網走)
 元靜岡刑務所 求 橋 松
 務所任職看守長
 看守長 金 田 捷(姫路)
 同 村 田 義 格 高 松
 滋賀刑務所 莊 田 經 論
 所長典獄 渡 部 新 平
 看守長 江 澤 經 雅(德島)
 同 千 葉 貢(橫濱)
 同 本 間 勘 吉(巢鴨)
 同 延 原 簡 一(熊本)
 同 粟 川 兵 次(千葉)
 同 小 崎 房 吉(小菅)
 同 榮 田 彌 三(三池)
 同 茂 久 親 秋(松江)
 同 神 谷 勇 治(京都)
 同 齋 藤 宇 作(靜岡)

法 令

◎司法省訓令第二號(大正十四年五月七日)

刑務所 少年刑務所

收容者健康診査規程左ノ通りニス

- 第一條 法令ニ因リ收容者ニ行フヘキ健康診査ハ本規程ニ依ル
- 第二條 健康診査ハ身體並精神ニ就テ之ヲ行フ
- 第三條 身體健康診査ハ左ノ項目ニ就キ施行シ健康診査簿(様式第一號)ニ記載スヘシ
 - 一 身長 米ヲ單位トシ單位以下二位ニ止ム
 - 二 體重 斤ヲ單位トシ單位以下二位ニ止ム
 - 三 胸圍 米ヲ單位トシ單位以下二位ニ止ム
 - 四 榮養
 - 五 四肢
 - 六 視力及辨色力
 - 七 聽力
 - 八 齒牙
 - 九 疾病其ノ他ノ異常
- 第四條 身體健康診査ハ次ノ各項ニ準據シテ施行スヘシ
 - 一 身長ヲ測定スルニハ履物足袋等ヲ脱シ身長計ノ臺上ニ體ヲ立ヘ尺身ニ接シテ膝腰項部ヲ屈曲スルコトナク直立シテ手ヲ自由ニ垂レテ姿勢ヲ正シウセシメ横杆ノ正中ヲ顛頂ニ當テ更ニ身體ノ一般狀況ヲ遍視シテ其ノ身長ヲ定ムヘシ

法

任看守長月俸五三圓給與	野崎重雄(長崎)
任看守長月俸五三圓給與	本庄吉助(鎮路)
任看守長月俸五三圓給與	角尾外茂雄(新潟)
任看守長給九枚俸千葉刑務所勤務ヲ命ス	同 木宮 進宮(崎)
任看守長給九枚俸松江刑務所勤務ヲ命ス	同 布施寛三(松江)
任看守長月俸四七圓給與	同 松山憲太郎(青森)
任看守長給十枚俸市谷刑務所勤務ヲ命ス	行刑局雇 石野良之助
任看守長給十枚俸市谷刑務所勤務ヲ命ス	司法書記 岩村通世
英國會教ニ於テ開會ノ第九	司法省行 泉二新熊
回國國際刑務會議ヘ委員トシテ出席ヲ命ス	刑局長 泉二新熊
各 國	同 泉二新熊
典獄官	同 都 常
法書記官	同 都 常
監米各國ヘ出席ヲ命ス	司法次官 林 顯 三郎
司法省行刑局長泉二新熊不	
在中行刑局長事務取扱ヲ命ス	

令

法

- 二 體重ヲ測定スルニハ體重計ノ正否ヲ檢シ所要ノ矯正ヲ加ヘタル後被檢者ヲシテ著揮ノ儘秤臺ノ中央ニ靜ニ直立セシメ秤ノ基點ヨリ末端ニ向ケテ鏡ヲ動カシ正シク平均ヲ得ルニ至リテ體重ヲ定ムヘシ
 - 三 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭直下ノ水平線ニ沿ヒ普通呼吸ノ終リシトキ之ヲ測定スヘシ
 - 四 榮養ハ皮膚ノ彈力、色澤、皮下脂肪組織、筋肉ノ發育、體重等ヲ診査ノ要素トシ良、稍良、稍不良、不良ニ區分スヘシ
 - 五 四肢ハ伸展屈曲等ノ關節運動ヲ行ハシメ其ノ完否及發育狀態ヲ診査シ異常アルトキハ其ノ部位程度ヲ明カニスヘシ
 - 六 視力ハ規定ノ試視力表ニ依リ兩眼各別ニ視標三個以上ヲ視別セシメ屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種類及程度ヲ測定スヘシ
 - 七 聽力ハ平均正規の聽距ヲ測定シタル時計ヲ用ヒ兩耳各別ニ診査シ其ノ程度ハ時計ノ聽距ヲ分母トシ被檢者ノ聽距ヲ分子トシテ表ハスヘシ
 - 八 齒牙ハ齲、缺齒及美齒ノ數ヲ診査スヘシ
 - 九 疾病其ノ他ノ異常ハ診査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ
- 特ニ急性傳染病、結核性疾患、癩病、花柳病、トラホーム、肋膜炎、心臟ノ疾患、神經系ノ疾患、ロイマチス、傳染性皮膚病及口腔内ノ疾患等ニ注意スヘシ

- 第五條 精神健康診査ハ收容時及釋放時ノ身體健康診査ヲ終リタル後直ニ左ノ項目ニ付テ施行シ健康診査簿(様式第一號)ニ記載スヘシ
 - 一 概知
 - 二 知覺
 - 三 領會
 - 四 注意
 - 五 記憶
 - 六 思想
 - 七 思索
 - 八 判斷
 - 九 其ノ他病的症狀
- 第六條 精神健康診査ヲ行フニ收容者ノ境遇生活狀況等ヲ考慮スヘシ
- 第七條 診査ノ結果身體又ハ精神狀態ニ關シテ行刑衛生上特ニ繼續シテ監査ヲ爲スノ必要アリト認メタル者ニ付テハ「要」ト記入スルモノトス
- 第八條 身體健康診査ノ成績ハ附表第一號ノ基準ヲ參照シ左ノ標準ニ依リテ甲、乙、丙、丁、戊ニ分ツヘシ
- 一 身體各部ヲ綜合シテ大ナル缺陷ナク強ク作業ニ從事シ得ルモノヲ甲トス

令

二 甲ニ比シ身體各部ニ劣レル所アルモ一般ニハ健康ト認メラレ普通作業ニ從事シ得ルモノヲ乙トス
 三 甲乙ニ比シ身體ニ缺陷ヲ有スルモ輕易作業ニ從事シ得ルモノヲ丁トス
 五 疾病者ニシテ繼續的ニ休養ヲ要スルモノヲ戊トス
 精神健康診査ノ成績ハ附表第二號ノ基準ニ依リテ普通、稍異常、異常ニ分ツヘシ
 第九條 身體及精神健康診査ノ後保健上必要アルトキハ時ニ本人ニ注意ヲ促シ尙治療、保護、矯正等適當ナル處置ヲ行フヘシ
 第十條 毎年釋放シタル受刑者ノ收容時ト釋放時トニ於ケル健康診査ノ成績ニ基キ健康診査比較表(様式第二號)ヲ作成シ翌年一月末日迄ニ報告ヲ爲スヘシ
 附則
 明治三十五年十二月司法省訓令第四號健康診査簿様式ハ之ヲ廢止ス (様式ハ略ス)

司法省行刑局長事務取扱通牒 (大正十四年五月七日)

刑務所長 少年刑務所長 宛
 收容者健康診査規程施行ニ關スル件依命通牒
 標記ノ件本日訓令相成候處石ハ從來收容者ノ健康診査ニ關シテ不備ノ点多ク爲ニ收容者ノ收容時釋放後等ニ於ケル健康状態ヲ比較シ以テ行ハ衛生ノ完全ヲ期スルニ於テ、遺憾ノ点尠少ナラサルノ實況ヲ認メラシ結果ニ外ナラス候故ニ規定ノ要旨トスル所ハ、身體健康診査ニ關シ一定ノ規距標準ヲ定メテ之カ適應

性ト統一性ヲ保シ精神健康診査ニ關スル項目標準ヲ設ケテ現代醫學ノ要望ニ應ズルノ外、行刑上ノ側ニ並ニ作業賦課ニ資センコトヲ期スルニ在リ、從テ之カ實施ニ就テハ周到ナル注意ト熱誠トヲ以テ本規程ノ趣旨ヲ實現スルニ努力シ、依テ以テ行刑衛生ノ改善進歩ニ貢獻セラレ度尙本規程ノ施行ニ關シテハ左記各項御承知相成度候
 左記
 一 支所又ハ出張所ニ在リテ保健技師(手)ノ手不足ナル場合又ハ刑務被告人等ノ出入頻繁ナル爲メ健康診査規程ノ施行上特ニ差支アル場合ハ豫メ認可ヲ得テ之カ一部ノ施行ヲ省略又ハ延期スルコトヲ得ルコト
 二 健康診査簿(様式第一號)ノ保管ハ當時醫務掛ニ於テ保管シ本人釋放後身分帳簿ニ編綴スルコト
 三 身長、體重、視力其ノ他參考事項等ニシテ熟練ニヨリ必スシモ保健技師(手)ノ手ヲ要セザル検査ハ修熟シタル保健助手ヲシテ之ニ當ラシメ得ルコト
 四 精神健康診査ノ時期ハ都合ニヨリ規定ヨリ二三日遅延スルモ差支ナキコト
 五 精神健康診査ノ方法ハ別ニ規定セザルヲ以テ適宜正確ニシテ比較簡便ナル方法ヲ定メ其ノ要旨ヲ報告スルコト
 六 健康診査簿捺印欄ノ使用方ハ診査擔任者醫務主任押捺シ所長隨時檢印スルコト
 七 聽視力検査成績記載方ハ $\frac{40}{70}$ $\frac{95}{120}$ ……等自家測定數ヲ $\frac{100}{100}$ 又ハ $\frac{200}{200}$ ニ引直シタル數ヲ記載スルコト

勅令第五百五十四號 (大正十四年四月二十七日公布)

陸軍監獄官制中左ノ通り改正ス
 第一條 中「所在地」ノ下ニ「(但シ第十二師管ニ在リテハ久留米衛戍地及小倉衛戍地)ヲ加フ
 別表中「高田衛戍拘禁所」、「豊橋衛戍拘禁所」及「岡山衛戍拘禁所」ヲ削ル
 附則
 本令ハ大正十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
 (參照)
 明治四十一年九月二十
 勅令第二百三十七號陸軍監獄官制抄錄
 第一條 陸軍監獄ハ軍法會議所在地ニ是ヲ置キ其ノ名稱ハ別表ニ依ル (別表略ス)

會 報

泉二行刑局長、岡部書記官

の海外渡航

前號所報の通り、泉二行刑局長及び岡部書記官は去る五月二日午前九時十分多數の見送りを受けて東京驛を發し、正午横濱解纜の春洋丸に乗り込みて海外渡航の途に

つかれた。御兩氏の恙なきことを祈る。

岡部書記官理事に就任

本會は司法書記官岡部常氏に理事就任方を依頼したるところ、承諾を得たので四月三十日理事を囑託した。これが爲め理事が一名増員された譯である。

茶話會

四月十八日(土曜日)午後二時より本會にて茶話會を開催した。荒木善次氏の「重大なる意義を有する低能兒教育の心髓」に就いての講演あり參會者は左の如し

- 佐藤 清光 稻葉 春榮 山崎 兼吉
- 三浦 四郎 森島 徳治 三、島 匠
- 遠藤 晋三郎 武田 慧安 河部 新市
- 大草 東三郎 一見 貞藏 景山 守三郎
- 佐藤 安太郎 中澤 昌市 貫井 三十郎
- 齋 藤 清 和田 助治郎 平會 徳太郎
- 小林 利吉 設樂 勤喜千 小澤 傳藏
- 藥川 兵次 吉岡 利兵衛 大原 末良

吉田好雄 保坂良知 那須信道
 富井隆信 中田達治 川添敏三
 角道晃 藤井憲照 服部忠藏
 山田順藏 大塚英治 中村利義
 小俣省一郎 藤賀廣吉 堀内治朗
 西岡 一郎 豊田 凌一 藤原秋樹
 植原亮照 秋本悦三 北爪敦松
 佐藤金吾 佐藤兵八 西坂米吉
 前田政之輔 吉野房吉 竹下敬治
 江澤默齋 大村清人 岩佐長雄
 吉川三雄司 大野敷枝

第三 高務刑官練習所修業式

第三回高級刑務官練習所の修業式は、去る四月十五日午前十一時半より刑務協會樓上に於て舉行された。開式の辭について泉二所長より修業證書の授與あり。終りて先輩並講師諸氏の甚大なる同情の許にこゝに目出度、練習所を終了するに至りたるは、誠に欣幸の至りなるが、更にこれより修業生諸氏は、實地に得る所の知識

を施こし刑務界のために發奮努力されんことを望む云々と挨拶をかね祝辭を述べられ、之れに對し西村仁太郎總代として答辭を述べ式を閉ぢ紀念撮影后、食堂に於て、一同に午餐が供せられた。卒業生の氏名は左の如し。

市谷 神本直助	豊多摩 大島徳治
巢鴨 山内末吉	静岡 安原亮治
京都 米倉忠治	大阪 上田清三郎
徳島 大場正雄	高知 齋藤信一
廣島 武田又市	山口 賀内利吉
岡山 雨村信七	三池 藤井武利
福岡 森永義郎	大分 馬場治作
熊本 島山雲平	鹿児島 中島新吉
沖縄 西村仁太郎	宮城 宮崎徳安
福島 荒川金六	札幌 根田兼治
網走 伊藤助秀	釧路 小松直清

以上二十二名

當日の參列者は、泉二行刑局長小山檢事總長宮城保護課長松井書記官辻書記官岡部書記官正木書記官芥川衛生官大原書記官濱野技師前田囑託長山囑託里典獄補有馬小菅刑務所長大野豊多摩所長佐藤巢鴨所長秋山市谷所長等であつた。



▲常に見る▼

私の友人に縣の技師をしてゐる農學士があつて、近所に住んでゐる。その友は植木や草花が好きで、廣くもなほ庭にいつばい季節の草花を植ゑ、盆栽は玄關の前まで置きひろげ、閑さへあれば、庭にしやがんで、木や草を眺めてゐる。朝起きると先づ庭に下りて、之を見、夕方役所からかへると、又、同じやうに、花壇や盆栽を見る。外に道樂のないこの友は、朝から晩まで、閑さへあれば草木を見てをるといつてよ。

常に見る。これは愛情のおこる源である。去るものは日々疎し矣。これは見ないからである。見てさへをれば等閑には附し難い。見る故に親しみを生じ之に應じて

▲この頃の幽霊▼

落武者が茫の穂を見て敵の追手と誤り、臆病な者が垣根にかゝれる夕顔を見て幽霊なりと思へるが如きは、昔しよりありふれの話であるが、眞物は敵でもなければ幽霊でもない。然るに見る又は思ふ人の主観はかく感ずるのである。これは別に不思議でも何でもない、それは知覺の錯誤であつて『普通』錯覺と謂つて居る。錯覺は科學的に説明が出来るので理屈を聞いてみればア、さうかと合點が行く、目の誤りを生ぜしむる様に外物が出来て居るとき、其誤りをそのまゝ感ずるを錯視といふ、錯視

は幽霊の様には又は敵の様に見せしむるものである。

此の理屈を應用する者が近來著しく増加した、それは婦人の服装である、ご覽なさいリボンをつけたり、襟留をつけたり、其帯には帯留を付け、其上腰帯を付け衣類の裾には裾模様を付け、それでもまだ足りないので靴や下駄にまでリボンを付けたりしてゐる。婦人の服装が男子に比し大變ゴテ／＼してゐるのは、やはり此錯覺を利用して頭から足に至るまで空閒を填充し、丈けを高く見せよう又は自分のつらかまを能く反射さそうとする魂膽である。此の上更に衣物の色合の配合を巧みにやり、更に錯覺を著しくする、私は之を此頃の幽霊と稱してゐる、

幽霊を一皮むけば白煙

骸骨の上をよそはふ花見かな

▲人生とユーモア▼

「チグスとマギー」や「のんきなとうさん」を引合に出さなくても、如何に人生にユーモアがなくなちやならな

の息抜きであるこの息抜きは現代生活の重苦しさから人々を逃がれさせるに役立つものであるから。

▲小供の本能▼

本能とは小鳥が巢を造り又は蜘蛛が網を張るやうに他から教へられた譯でもないのに知つてゐる動作をいふ、故に本能は人に限らず凡ての動物にある、人の本能は民族的の遺傳であると謂つて居る、其所謂本能は小供の時一番よく現れる。

兜虫に相撲をとらせたりケ郎蜘蛛に喧嘩をさせたり、するのは好闘性の本能です又狩獵本能權力本能と云つたものから動物を虐待することを好む、馬に蹴られないやうに手早く尻の毛を抜いたり、鼠の後足の皮を剥いて竹の管を突込み、息を吹き入れて皮を膨れさし脚の先を糸で括つて放してやると鼠が轉び廻るのを見て喜ぶ、蛙の肛門に竹管で息を吹き込みいろ／＼と玩具にして蛙が死すると、おばこの葉に載せて「蛙のおとむらい」と唄つて

いかは目明の理であらう。

「お笑ひはお客さま方の御家庭にだつてコロがつてをります」と落語家は云ふが、たしかに家庭にはユーモアが是非必要である、否コロがつてゐるものである。

殊に子供と云ふものは元來がユーモアに富んだもので、云ふ事、する事がユーモアに充ちてゐる、所謂和氣霽々はこのユーモアが家庭に多分に漂つてゐるのかどうかを意味するものと思つて差支あるまい。

「家庭」は「試験場」でもなければ「事務室」でもない、いやに四角ばつて殿様の前に出た侍のやうに袴を著てゐる必要は豪もない、笑しければ遠慮なく笑へばいい、下司でない限りシヤレて見るのもいゝてはないか、そのため亭主關白の威厳を損する譯でもなく、お父さんの嚴肅振を軽減するものでもありはしない。一体に役人などをするツイ袴を著たがるものであるが、それはよくない、殊に人形に仕立てられた日本の女に望みたいことはこのユーモアに欠けてゐる點である。ユーモアは人生

騒ぐ、或は蝸牛を取つて來て蝸牛よ、によき／＼角出せ出さぬとちよき／＼しましうよ、など、諺つて角を出す毎に缺で剪み切つたりする。

かうした行ひは本能の働きで最初から目的觀念があるではない、どちらかと云へば小供としては當然の行動である、然るにそれが本能的に漸々進むで行くと、慘忍行爲をしてもそれ程に感じないことになる、本能であるが故に親が直に之を禁止しやうとしても效力がない、蜘蛛や蛙に對し同情さすやうにすればよい、同情さすには蜘蛛や蛙を擬人して即ち自分達と同じ生命あり力あるもの、やうに教へ説明すると、小供は同情本能を喚起して自發的にかゝる行爲を制御することになる、今は小供の活動時期だ御注意。

▲感謝の心▼

外に出て働くのは男子のつとめであり、主人の役目である。内にゐて家政をとり子女を養ふのは妻のつとめで

あり、又その分担である。

これは、いふ迄もなく、分り切つたことである。併し、それだからといって、主人は妻に對し、又妻は主人に對して、それを當然事として、感謝の心を持たぬのはよろしくない。それは當り前の事ではないか。斯ういつてしまへば、そこに何等の人情のひらめきはない。生活も職業も詰らないものとなつて了ふ。當り前のことでも感謝するところに人生の滋味はある。

家

譬へば、夕餉の膳に向つた時、主人が妻に向つて、

「いや、御馳走だなア」

とたつた一言、これだけを言つたとする。妻のよろこびはどうであらう。妻は一日外にはたらく良人をねぎらふべく、いろいろ苦心して夕餉の仕度をする。それが不出來で、良人をよろこばすに足りないとなつて、は遺憾の上もないが、幸ひによく出来て、良人からよろこんで貰へた時は、こんなうれいことはないのである。主人に感謝の心があつて、妻の心づくしをうれしく思ふと否

とは、直ちに一家和合の成否の岐るゝ所となること、これだけの例でも明らかであらう。

家庭にありて、勤務先にありて、街頭にありて、吾々は常に感謝の心を忘れてはならぬ。これが人生の調和的進歩を催促する車の油である。

▲事業と負債▼

負債して事業をはじめることは危険である。

事業はいふまでもなく成否未定のものである。うまうま行けば名利併せ之れを得るが、うまうま行かなければ、元も子も無くしてしまふ。事業を企てる者は一人としてそのうまうま行かぬことを豫想するものなく、誰しもうまうま行くであらうと思つてゐる。うまうま行くであらう位ではない。きつとうまうま行く、成功疑ひなしと信じてゐる。これは十人が十人である。然るに事業を企てるもの多きに比し、その成功するものいかに少なきことよ。これは事業の成功の困難なるを 書ると共に、その成功を

夢みることの危険を暗示する。

つまり、事業といふものは成否不確定のものであるといふのである。

然るに負債には辨済の期限がある。必らず到来する期限がある。期限のある負債を以て成否不確定の事業をおこす。危険ならざるを得ないではないか。

家

この理由から、負債をして子女を東都に遊學せしむる如き危険である。殊に農家の如き經濟の消極的なるものに於て然りとす。學業を修得せしむることも一つの事業であらうが、これを修むる者は生きた人間である。不應の災に遭ふこともあるべ、病氣に罹ることもある。

家

今日の修學には巨額の資を要することはいふまでもない。かくの如く考へて來れば、農家が負債をして子女を東都に送る如きは、巨富を擁するものにあらざる限り、之をいましてよいと思はれる。

家

これは此頃、私が或る村の人に答へた手紙の要旨である。

▲飄 簞 論 ▼

飄簞論といへばツルツルの飄簞でヌラツツの論は抑えられぬ、所詮不得要領といふ意であるが、考えやうに依ては要領を得た世渡りの意とも思はれる。途中で出逢ふた人に、「何方へ」と挨拶されて「一寸其處まで」とか「何町まで」とか返事をすれば要領を得た挨拶振りで何の衝突もないが、「何方へ」と聲をかけられて「何處へ行かうと勝手だ」といへば要領を得て居るが挨拶の作法とは誰でも思はぬだらう、そこに衝突が起る。「何處へ」と問ふ必要はないが、それが世間並の世辭だ。「何處へ行かうと勝手だ」といふのは飾りも詐りもない正直な心の叫びだけれども、内心でそう思ふても「何處其處まで」と世間並の世辭には矢張り世間並の世辭で應酬せねばならぬ、それが要領を得ないやうで要領を得て居る、何等信念のないやうであるが信念の上に結論をつけて居る、若し我は我を欺かない思ふが儘に言ひ、思ふが儘に作すとなれば

必らず衝突、喧嘩、争鬭となる、誰も彼も相手に聞き合へば共同生活から遠けられて落伍者となる、世には俺は世辭追従は大嫌だ、心に思ふ事は存分にパツ／＼と腹藏なく言つてしまふと、恰も自己の長所であるが如く吹聴する人がある、けれど其は長所でなく短所であるそんな長所を發揮されては相手は迷惑、自分は中間外れの變人となるのだ、メラリクラーが宜いといふのではない況や諷諷で迎合せよとはいはぬ又駈引で世渡りする事を勧めるのでもないが、良心に愧ぢない限り好んで衝突するやうな言葉振舞はせぬがよいのである、餘りに追窮しつて要領を掴ふとすると衝突が起り、慌しく追窮から通れて相手に要領を得させまいとすると反抗となる例は澤山ある、こゝに追ふも逃るも飄箆體式にするのが不得要領の間に得要領のうま味があるのではなからうか、飄箆でも腹に締括があるが如くブラ／＼して居るやうでも底力ある信念がなくてはならぬことは勿論である、大綱和尚の飄の賛に、飄や瓢や汝、眞桑瓜の仁もなく西瓜の曇を

拂ふ徳もなし、しかれども氣の軽く中空うして無慾なれば仙友も汝を友として酒を入れて腰に携へ或は駒を出して樂しめり、汝瓜の類に居て庖川の難に遭ばざるは智なり餘を押へて道れしむるは仁なり羽柴公の馬印となりて強敵をくだくは勇なり汝性は善なりといふべし」「うか／＼とくらすやうでも飄箆の胸のあたりにしめく／＼あり」此の締括りが世事風端に通してなくてはならぬもの、總取締の重鎮、本家本元である。

新刊紹介

罪の子となるまで

右の書籍は警視廳知能係長前田誠孝氏が数年間執務の傍ら不良少年少女の犯罪を生ける材料に基きて研究の結果を書かれたものである。

定價 壹圓八十錢
發行所 共樂社
東京市京橋區銀座船屋町十二番地
振替口座 東京七八八番

刑務協會役員

總裁	司法大臣	小川平吉
副總裁	司法次官	林頼三郎
兼會理事長	司法省行刑局長	泉二新熊
兼副會理事	司法書記官	松井和義
理事	司法省保護課長	宮城長五郎
同	司法書記官	辻敬助
同	小菅刑務所長	有馬四郎助
同	豐多摩刑務所長	大野數枝
同	巢鴨刑務所長	佐藤乙二
同	市谷刑務所長	秋山要
常務理事		香川又二郎
主事		江村繁太郎
同		島田榮造
同		近藤亮雅

定價	一冊稅共	金二十錢
表價	六冊稅共	金一圓二十錢
廣告	十二冊稅共	金二圓四十錢
廣	五號活字半段一行	金一圓
告	一等一頁	金五圓
料	二等一頁	金四圓
	通一頁	金三圓

●御注文はすべて前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
●口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際には新舊住所を御届下されたし

明治二十七年四月二十六日第三種郵便物認可
大正十四年五月二十八日印刷
大正十四年六月一日發行
發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 香川又二郎
印刷所 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京市麴町區西日比谷町一番地
電話銀座二三四四、三八二五番
發行所 刑務協會

9
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100